

滋賀県衛生科学センター整備事業

要求水準書（検討中の素案）

<注意事項>

現在、検討中の素案であり、今後、内容を加除修正
することがありますので、御了承願います。

（別紙等は調整中であり添付は省略しています）

令和7年（2025年） 月

滋賀県

目 次

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	要求水準書の構成	1
3	要求水準書の基本条件	1
4	要求水準の変更	1
(1)	要求水準の変更事由	1
(2)	要求水準の変更手続	1
(3)	技術提案による変更	2
5	業務遂行上の優先順位	2
6	用語の定義	2
第 2	事業者が行う業務の範囲・内容	3
1	本事業の目的等	3
(1)	本事業の目的	3
(2)	センターの位置づけ	3
2	発注方式	3
3	本事業の業務	3
4	本事業期間（予定）	4
5	工事区分	4
6	予想されるリスクと責任分担	4
7	遵守すべき法令等	7
(1)	法令	7
(2)	条例等	8
(3)	各種基準・指針等	9
第 3	設計および建設業務要求水準	1 1
1	共通事項	1 1
(1)	適用	1 1
(2)	関連する法令、条例等の遵守	1 1
(3)	適用基準等	1 1
(4)	実施体制	1 1
(5)	守秘義務	1 2
(6)	資料の貸与および返却	1 2
(7)	関係官公庁等への手続等	1 2
(8)	打合せおよび記録	1 2
(9)	全体工程表	1 2
(10)	コスト管理計画書の作成	1 3
(11)	設計図書等の内容変更	1 3
(12)	県が行う業務との調整・協力	1 3
(13)	要求水準および技術提案のモニタリング	1 4
(14)	検査	1 4
(15)	提出書類と成果品	1 5
2	設計業務	1 6
(1)	事前調査業務	1 6

(2) 設計業務	1 7
(3) 設計業務に付随する業務	1 9
3 建設工事	2 1
(1) 着工前業務	2 1
(2) 建設期間中業務	2 1
(3) 建設業務に付随する業務	2 3
4 工事監理業務	2 3
(1) 業務内容	2 3
第4 施設計画に関する要求水準	2 5
1 施設整備方針	2 5
(1) 基本方針	2 5
(2) 施設に必要な性能・設備	2 5
2 施設整備に係る基本要件	2 7
(1) 事業用地の概要	2 7
(2) インフラ整備状況	2 7
(3) 地盤状況	2 8
(4) 埋蔵文化財	2 8
(5) 測量	2 8
3 施設整備の概要	2 9
(1) 工事名称	2 9
(2) 施設規模	2 9
4 共通事項	2 9
(1) 基本性能	2 9
(2) 諸室要件	3 1
5 建築計画	3 1
(1) 配置計画	3 1
(2) 平面計画	3 2
(3) 断面計画・立面計画	3 4
(4) 外部仕上	3 4
(5) 内部仕上	3 5
(6) 建具計画	3 6
(7) サイン計画	3 6
(8) その他	3 6
6 構造計画	3 7
(1) 耐震安全性	3 7
(2) 耐久性能	3 7
(3) 基礎構造	3 7
(4) 荷重条件	3 8
7 電気設備計画	3 8
(1) 全般的事項	3 8
(2) 設備項目ごとの事項	3 8
8 空調換気排煙設備	4 1
(1) 全般的事項	4 1
(2) 設備項目ごとの事項	4 1
9 給排水衛生設備	4 3
(1) 全般的事項	4 3
(2) 設備項目ごとの事項	4 3
10 エレベーター設備	4 4
(1) 全般的事項	4 4

1 1	外構計画.....	4 4
(1)	撤去工事.....	4 4
(2)	舗装道路.....	4 4
(3)	駐車場・駐輪場.....	4 5
(4)	排水.....	4 5
(5)	囲障、門扉.....	4 5
(6)	緑地.....	4 5
1 2	施工計画.....	4 5
(1)	工事用動線.....	4 5
(2)	現場事務所等.....	4 5
(3)	工事用借地.....	4 6

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下、「本書」という。）は、滋賀県（以下、「県」という。）が、「滋賀県衛生科学センター整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり、入札参加者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において県が要求する施設整備水準（以下、「要求水準」という。）を示し、募集に参加する入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

入札参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、県は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

2 要求水準書の構成

1)	要求水準書
2)	別紙（調整中）
3)	別紙（調整中）
4)	別紙（調整中）
5)	別紙（調整中）
…	別紙（調整中）

3 要求水準書の基本条件

- ・要求水準書等に示す仕様、性能および水準を満たすこと。
- ・要求水準書等に仕様、工事材料等の品質が明示されていない場合にあつては、要求水準書等の趣旨に則った仕様または品質と同等またはそれ以上の水準とすること。

4 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

県は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・地震、風水害、新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等（以下、「災害等」という。）の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要となるときまたは業務内容が著しく変更されるとき。
- ・県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続

県は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、「契約書（案）」の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

(3) 技術提案による変更

本事業においては、入札前に、技術提案書作成要領に基づき、本書に示された内容に対して変更や改善に資する提案（以下、「技術提案」という。）を行うことが出来る。事業者は、技術提案を行う場合には、要求水準書等の内容をもとに、基本設計意図をよく理解した上で、実施すること。参加者が提出した技術資料における技術提案のうち、要求水準書に示す施設整備水準および業務水準を上回るものとして県が認めたものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部とみなすものとし、要求水準書等に示された内容を変更することが出来る。

技術提案では、工法や材料の選定、施工方法、工程短縮などの技術やノウハウにより、コストダウンや供用開始後のメンテナンス性の向上、ライフサイクルコストの低減を実現するものを期待する。

5 業務遂行上の優先順位

- ① 契約書
- ② 事業者選定に関する質問回答書
- ③ 要求水準書
- ④ 適用基準
- ⑤ 技術提案書（県が採用を認めたものに限る）
- ⑥ 設計図書（工事時）

6 用語の定義

本要求水準書等に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

本事業	滋賀県衛生科学センター建替え整備事業
県	滋賀県。本事業の発注者
事業者	本事業を行う者であり、県と本事業に係る契約を締結する者
センター	本事業で建て替えを行う滋賀県衛生科学センター
CM業務の受託者	本事業に係るコンストラクション・マネジメント業務を行うものとして県が定めた者
管理技術者	設計業務または監理業務の管理及び統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、事業者が定めた者
監理技術者	工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項に定める者
…	（調整中）

第2 事業者が行う業務の範囲・内容

1 本事業の目的等

(1) 本事業の目的

滋賀県衛生科学センター（以下「センター」という。）は、その前身である滋賀県立衛生研究所の設置（昭和 27 年）以来、本県における衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係機関との緊密な連携のもと、調査研究、試験検査、研修指導および公衆衛生情報の解析・提供等の業務を担っているが、現庁舎については、旧館が昭和 45 年、新館が昭和 50 年に整備され、約 50 年の歳月により施設の老朽化が進んでいる。

このため、令和 3 年 5 月に「滋賀県衛生科学センターあり方検討会議」を設置し、センターの現状と課題を整理するとともに、センターが果たすべき役割や機能など、今後のあり方について検討を進め、それらの検討内容や新たなセンターの移転建替による整備方針について令和 5 年 7 月に「滋賀県衛生科学センター整備基本計画」として取りまとめを行った。

その後、センターの整備手法について、PPP/PFI 等の民間活力の積極的活用を含めた検討を行った結果、設計施工の一括発注および性能発注によるコスト削減の面などで効果があることから、設計施工一括発注方式（DB 方式）が選定されるに至った。

本事業の実施に当たっては、要求水準書等を十分理解した上でを行い、これらを実現するために、事業者の創意工夫による提案を期待する。

(2) センターの位置づけ

センターの整備基本計画等については、次のホームページを参照すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/342035.html>

2 発注方式

本事業の発注方式は、事業者が設計業務、建設業務、工事監理業務等を一括して行う「設計施工一括発注方式（DB 方式）」とする。

3 本事業の業務

事業者は、センターの設計、建設を行うこと。設計および建設業務は、以下の業務およびそれらに関連する業務からなる。

- ① 設計業務（基本設計・実施設計、事前調査業務を含む）
- ② 建設業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他関連業務

4 本事業期間（予定）

本事業期間は令和8年1月から令和10年1月までの2年間（設計期間11か月・建設期間14か月）とする。

工程	時期（予定）
契約締結	令和8年1月
基本設計	令和8年1月～令和8年5月
実施設計	令和8年6月～令和8年11月
建設工事	令和8年12月～令和10年1月
工事監理	令和8年12月～令和10年1月
施設の引渡し	令和10年1月
供用開始	令和10年3月以降

5 工事区分

本事業における区分は別紙○「工事区分表」による。

6 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび県と選定事業者の責任分担は、原則として以下の表のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、「契約書（案）」で明らかにする。

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				県	事業者
全 段 階 共 通	入札手続き等リスク	1	入札時に県が提示する入札用資料の誤り	○	
		2	県の帰責事由により落札者と契約締結ができない、または手続きに時間がかかる場合	○	
		3	事業者の帰責事由により県と契約が締結できない、または手続きに時間がかかる場合		○
		4	県の提案により本要求水準書等の内容を変更する場合	○	
		5	本要求水準書等に記載のある水準未達の場合		○
		6	見積書、内訳書の算出にかかる見積内容で積算数量や単価に乖離がある場合		○
制 度 関 連 リ ス ク	法 令 関 連 リ ス ク	7	本事業に影響を及ぼす根拠法令の変更、新たな規制の立法	○	
		8	上記のうち契約前に確認できるもの、上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○

リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		
			県	事業者	
許認可 リスク	9	本事業の実施にあたって、事業者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	税制変 更リスク	10	消費税率の変更に関するもの	○	
		11	事業者の利益に課せられる税制度の変更に関するもの		○
		12	その他の税制度の新設・変更に関するもの		○
社会リスク	住民等 の対応 リスク	13	本事業そのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等	○	
		14	事業者が行う業務全般に関する地域住民等の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等		○
	環境リス ク	15	事業者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○
	第三者 賠償リス ク	16	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(県の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○	
		17	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(事業者の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)		○
資金調達リ スク	資金調 達リスク	18	県が資金を確保できないことによる支払の遅延不能	○	
		19	事業者が必要とする資金を確保できないリスク		○
経済リスク	物価の 変動リス ク	20	調査設計・建設期間中の物価変動に関するもの	△ ※1	△ ※1
債務不履行 リスク	本業務 の中止、 延期リス ク	21	県の指示等による本事業の中止、延期	○	
		22	上記以外の事由による本事業の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○
	構成員 に関する リスク	23	事業者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難となった又は遅延した場合		○
	技術提 案書等 の履行 リスク	24	技術提案書等に記載し、県が認めた技術提案が履行されていない場合		○
不可抗力リスク		25	暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然災害	△ ※2	△ ※2

	リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
					県	事業者
設計・建設段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	26	県が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○	
			27	事業者が実施した各種調査等に不備があった場合		○
		設計リスク	28	県が提示した設計に関する与条件又は要求水準書の内容に不備があった場合	○	
			29	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
		設計変更リスク	30	県の指示により、要求水準書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○	
			31	事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○
	用地リスク	用地の瑕疵リスク	32	県が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		○
			33	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等、県が提示した資料等により通常予測できない用地の瑕疵による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○ ※3	
	建設リスク	工事監理リスク	34	工事監理の不備による事業の中断遅延や必要となる費用の超過等		○
		工事完了の遅延リスク	35	県の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
			36	事業者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		工事費増大リスク	37	県の帰責事由による工事費の増加	○	
			38	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		要求水準書等未達リスク	39	完了検査等において、要求水準書未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○
施工による損害リスク		40	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
	41	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○		

※1 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。

※2 一定の金額以下は選定事業者負担、それを超える場合は県負担とする予定である。

※3 契約前に確認できるものは事業者の負担とする。

7 遵守すべき法令等

(1) 法令

- ・ 地方自治法
- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ ガス事業法
- ・ 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ ポリ塩化ビフィニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 毒物および劇物取締法
- ・ 放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・ フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 文化財保護法
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・環境基本法
- ・景観法
- ・駐車場法
- ・自転車の安全利用の促進および自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・電気事業法
- ・電波法
- ・有線電気通信法
- ・電気通信事業法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・特定化学物質等の障害予防規則
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令
- ・個人情報保護に関する法律
- ・雨水の利用の推進に関する法律
- ・覚せい剤取締法
- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・動物の愛護及び管理に関する法律
- ・感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・その他の関連法令等

(2) 条例等

- ・滋賀県建築基準条例
- ・湖南地域消防組合火災予防条例
- ・草津市自転車駐車秩序の確立に関する条例
- ・草津市屋外広告物条例
- ・草津市の良好な環境保全条例
- ・草津市景観アドバイザー設置要綱
- ・草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例
- ・草津市建築物の浸水対策に関する条例
- ・草津市の良好な環境保全条例
- ・草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- ・草津市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則
- ・草津市災害対策本部条例
- ・草津市環境基本条例
- ・草津市景観計画

- ・第3次草津市みどりの基本計画
- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
- ・滋賀県流域治水の推進に関する条例
- ・滋賀県公害防止条例
- ・滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例
- ・ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
- ・滋賀県屋外広告物条例
- ・滋賀県文化財保護条例
- ・滋賀県行政手続条例
- ・滋賀県個人情報保護条例
- ・防犯カメラの運用に関する指針
- ・滋賀県情報公開条例
- ・滋賀県暴力団排除条例
- ・滋賀県建築基準法等施行細則
- ・滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則
- ・滋賀県グリーン購入基本方針
- ・滋賀県公害防止条例
- ・滋賀県食品衛生基準条例
- ・その他の関連条例等

(3) 各種基準・指針等

- ・建築設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築構造設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築鉄骨設計基準および同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・官庁施設の基本的性能基準および同技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・日本建築学会等の諸基準（空気調和衛生工学会、電気設備学会等）
- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き 本編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き 防災編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針
- ・ 滋賀県内建築基準法取扱基準
- ・ 草津市中高層建築物に関する指導要綱
- ・ 県有施設利活用基本指針
- ・ 公共建築物における滋賀県産木材の利用方針
- ・ 淡海ユニバーサルデザイン行動指針
- ・ 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針
- ・ 滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン
- ・ 県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針
- ・ 滋賀県建設工事共同企業体運用基準
- ・ その他の関連基準・指針等
- ・ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- ・ 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン
- ・ Laboratory biosafety manual (WHO)

第3 設計および建設業務要求水準

1 共通事項

(1) 適用

事業者は、本事業について、県の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

事業者は、要求水準書等および技術提案書等を基に、設計業務や建設業務等を適切に行う。特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保のプロセスを適切に計画し実行・管理すること。

県内企業の参画を可能な限り図るなど、県内経済の活性化に資すること。

県内産品を可能な限り使用すること。

(2) 関連する法令、条例等の遵守

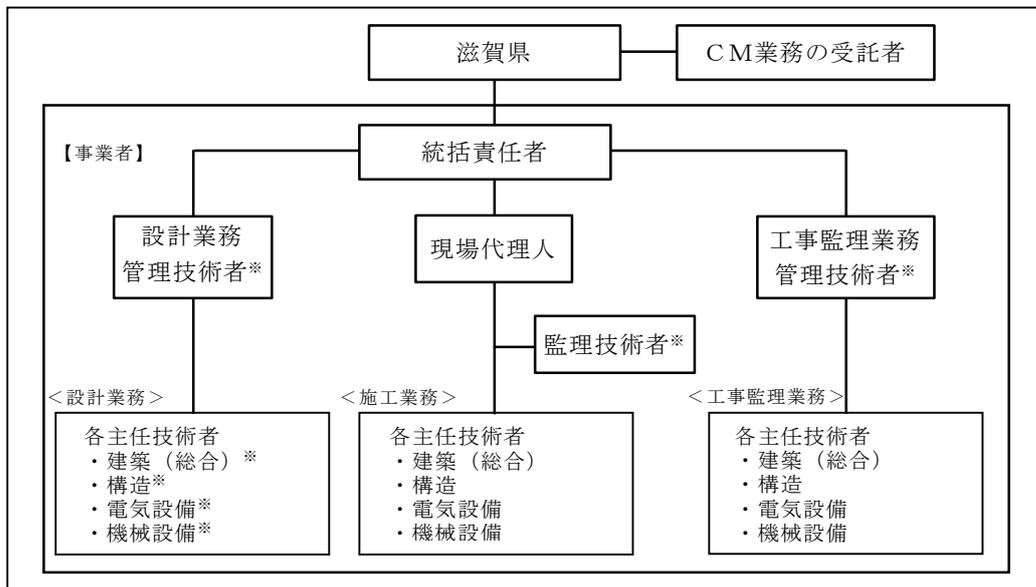
第1総則、第2の7(1)法令、第2の7(2)条例等の遵守による。

(3) 適用基準等

第1総則、第2の7(1)法令、第2の7(2)条例等、第2の7(3)各種基準・指針等による。

(4) 実施体制

本事業の実施体制を下図に示す。



- ・ 事業者は、契約締結後速やかに本事業を統括する統括責任者を選定し専任させること。
- ・ 統括責任者は、本事業に掛かる事業者関係者を統括し、発注者との協議責任者とし、設計業務および建設業務に関し、相互調整を行うとともに、この契約に基づく事業者の権限（請負代金額の変更、契約の解除の権限等は除く。）を行使する。
- ・ 統括責任者は現場代理人もしくは監理技術者を兼任することができる。
- ・ 統括責任者の変更は、死亡、退職等やむを得ない理由がある場合を除き、原則として認めない。

- ・表中「※」の監理技術者等の資格要件は、入札説明書〇. (〇) 〇による。
- ・事業者は、契約締結後速やかに技術提案時に配置を予定した監理技術者等を選定し、県に通知しなければならない。
- ・統括責任者及び技術提案時に配置を予定した管理技術者の変更は原則認めないが、死亡、退職等やむを得ない理由により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有する者を選定すること。

(5) 守秘義務

事業者は、契約書の規定に基づき、本事業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本事業が完了した場合も、同様とする。

(6) 資料の貸与および返却

県は、本事業に必要な図面およびその他関連資料等を事業者に貸与するものとする。

事業者は、貸与の必要がなくなった時点で直ちに県へ返却するものとする。

事業者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。

(7) 関係官公庁等への手続等

- ・本事業に必要な関係官公署、その他、関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務および届出手続き等は事業者が代行する。
- ・関係官公署等への届出手続等にあたっては、届出内容等について、県に報告し承諾を受ける。
- ・関係官公署等への届出手続等に係る必要な費用は、事業者の負担とする。
- ・事業者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し県に提出する。
- ・設計変更に伴い必要となる許認可申請・行政手続き等は、県と協議の上、本事業スケジュールに遅延がないよう実施する。

(8) 打合せおよび記録

- ・事業者は、本事業を適切かつ円滑に実施するため、県およびCM業務の受託者と密接に連絡をとり、十分に打合せを行う。
- ・事業者は、県から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・事業者は、県と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、県の確認を受ける。
- ・各段階において原則として隔週に1回以上の定例会議を想定する。
- ・それに準じる会議として、各種分科会を適宜行うものとする。
- ・会議会場は、県が用意する。なお、現場事務所の設置後は、その場所を会場とする。

(9) 全体工程表

- ・事業者は、契約締結後、設計業務着手から建設業務完了までの全体工程表を県に提出すること。
- ・全体工程表は、業務の進捗に合わせて、各業務が必要な時期に適切に行われるよう、相互の関

連性を検討し、記載すること。

- ・事業者は、提出した全体工程表を変更する必要がある場合、県に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

(10) コスト管理計画書の作成

事業者は、基本設計の着手前、基本設計完了時、建設工事着手前（実施設計完了時）、建設工事途中および建設工事完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、県に提出すること。各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に県と協議の上作成するものとするが、建設工事着手前（実施設計完了時）のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行うこと。

また、業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に県に提出し、変動部分の扱いや対応について協議を行うものとする。

(11) 設計図書等の内容変更

県は、必要と認めた場合、設計図書等の内容変更を要求することができる。その場合、当該変更により、事業者に追加的な費用（設計費用、直接工事費等）が生じたときは、県が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

この場合において、設計図書等の変更内容は、県と事業者とで協議して定める。

協議に必要な書類（変更前後の内容がわかる図書、内訳明細書等）は事業者にて作成し説明を行うこと。

設計変更に伴い必要となる許認可申請・行政手続き等は、県と協議の上、本事業スケジュールに遅延がないよう実施すること。

・要求水準書及び設計図書に示す内容に誤謬又は脱漏がある場合は、県と協議すること。協議の結果、対応に伴い増加費用が発生する場合の取り扱いについては契約書に定める。

(12) 県が行う業務との調整・協力

県が発注する業務上密接に関係する以下の関連別途工事等について、その工事が円滑に施工できるよう積極的に協議・調整をすること。

什器・備品等の工事に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事等については、設計業務・施工業務の中で遺漏のないよう対応すること。

(ア) 関連別途工事等（予定）

本事業に関連して、県は、以下の業務を行うことを予定している。これら契約予定案件の物品搬入や工事等の際には、工程の作成に協力すること。なお、内容が変更される可能性および本入札以降に新たに追加される可能性がある。

- ① 国庫補助金申請を含む各種申請等の業務
- ② 実験什器・機器の調達業務
- ③ 一般家具の調達業務

- ④ 現センターからセンターへの移転および廃棄業務
- ⑤ 機械警備設置業務
- ⑥ 行政情報ネットワーク工事設置業務

(13) 要求水準および技術提案のモニタリング

事業者は、施設整備の各業務の内容が、本書および技術提案書に適合しているかの確認を行う。具体的には、以下に示す方法によるものとし、県は、事業者から提出された計画書および報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行うこと。

(ア) 要求水準確認計画書・技術提案確認計画書

- ・要求水準の項目および技術提案の内容に応じて、確認の時期（基本設計段階、実施設計段階および施工段階等）、確認の方法等を記載した要求水準および技術提案確認計画書を作成し、基本設計の着手時に県に提出すること。
- ・要求水準および技術提案確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計終了時、実施設計完了時、その他必要な時期に適宜変更および見直しを行うこと。

(イ) 要求水準確認報告書・技術提案確認報告書

- ・要求水準および技術提案確認計画書に沿って、設計および施工における各業務の実施状況を反映させた要求水準および技術提案確認報告書を、基本設計および実施設計の各終了時ならびに工事完了時、毎年度末（出来形の確認）、県に提出すること。
- ・県は、基本設計図書および実施設計図書の内容が要求水準および技術提案、または県と事業者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、事業者の責任および費用負担において是正することを求めることができる。

(14) 検査

(ア) 設計業務完了後の検査

設計業務を完了した後、当該業務の完了を査定するために県が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）が、検査を行う。

当該業務を完了した後、速やかに当該業務完了届を提出し、検査員による検査を受けること。

(イ) 法的適合検査

施工業務を完了した後、建築基準法第 18 条の規定による検査を受けること。

その他、必要な法定検査を受けること。官公署等届出・許可申請等、許認可に係る検査証等を取得すること。

検査および是正に係る一切の費用は、事業者の負担による。

(ウ) 完了検査

事業者による完成検査、法的適合検査、県の事前検査を経て、本事業完了の確認後、速やか

に完了届を提出し、検査員による完了検査を受けること。

完了検査を行う場所および日時は、事業者からの完了届による通知後、検査員が決定する。
完了検査日は、当該通知を受けてから 14 日以内とする。

検査に合格しなかった場合、直ちに是正して県の確認を受けなければならない。

(エ) 引渡し

完成検査に合格したときは、県の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡さなければならない。

(オ) その他

検査員による検査に際しては、統括管理者、現場代理人、監理技術者等、検査員が指名する者を同席させること。

工事の中間段階において、施工状況を確認するために、検査員が検査を行う場合がある。

(15) 提出書類と成果品

- ・事業者は、各業務の実施に際し、別紙○「提出書類一覧表」に示す書類を県に提出し、承諾を得るものとする。提出時期については、県の指示に従うこと。その他必要な事項等については、県との協議によるものとする。
- ・提出図書は、原図および CAD データ（オリジナル CAD データ形式、JWW 形式および DXF 形式（または SXF 形式））、PDF データを提出すること。提出時の体裁、部数等については、別途、県の指示によること。

2 設計業務

(1) 事前調査業務

(ア) 業務内容

事業者は、要求水準に従って、次の事前調査、およびその関連業務を行うこと。

- ・地盤調査
- ・建築に必要な測量
- ・周辺家屋調査
- ・電波障害事前調査
- ・CBR 試験
- ・そのほか施設整備に必要な一切の建築準備調査

(イ) 業務に関する留意点

- ・事業者は、業務に必要な調査については、自らの責任で行い、関係法令等に基づいて、業務を遂行すること。
- ・建設工事着工に先立ち、近隣地区住民への事前調査・建設工事等の説明および調整等は事業者が実施する。事業者は建築準備調査等を十分に行い、建設工事の円滑な進行と建設工事に係る近隣地区住民の理解および安全を確保すること。なお、この業務に起因する事前調査および建設工事の遅延は事業者の責任とする。
- ・事業者は、事前調査・建設工事によって及ぼす諸影響（車両の交通障害、騒音、振動等の影響等）や環境負荷軽減への配慮を検討し、影響を最小限に抑えるための工夫を行い、問題があれば適切な処置を行うこと。なお、この業務に起因する事前調査および建設工事の遅延は事業者の責任とする。
- ・事業者は、県と協議のうえ、工事の着手前および完了後に、調査対象に近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。調査範囲については、口腔衛生センターをはじめとし事業者が計画する施設の工事に伴い、影響を与える恐れがあると事業者が判断した範囲とする。万一、損傷等が生じた場合は事業者の責任において現状に復旧すること。
- ・事業者は、調査に先立ち調査概要および日程等を記載した事前調査要領書を県に提出し、県の確認を受けること。なお、テレビ電波障害に関する調査については、受信レベル・受像画像等の調査結果をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。その他の調査に関しても、その都度報告書を作成し県に提出すること。
- ・必要な調査等の手続きを実施スケジュールに支障がないよう、自らの責任において実施すること。
- ・要求水準書および関連資料に不明な点および疑義が生じた場合は県の指示に従うこと。
- ・要求水準書当該項および関連資料に記載のない事項で業務上必要な事項は事業者の負担において実施するものとする。
- ・事業者が必要と判断して行う調査は、事業者の負担において実施すること（事前敷地測量、地質調査等）。
- ・調査結果による対策工事が必要となった場合は、本事業の中で別途対策協議を行うこととする。

(2) 設計業務

(ア) 業務内容

事業者は、要求水準に従って、本事業における整備対象施設の設計およびその関連業務を行うこと。

- ・センターについては、BELS 認証を受けて ZEB Ready 以上を取得すること。
- ・基本設計および実施設計の業務内容については、下記「主な基本設計業務」「主な実施設計業務」による。

主な基本設計業務

項目	業務内容
1. 設計条件等の整理	①条件整理 本書等および技術提案書、その他の諸条件を設計条件として整理する。
	②設計条件の変更等の場合の協議 本書等の内容が不明確若しくは不適切な場合または内容に相互矛盾がある場合または整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者等に説明を求めまたは発注者等と協議する。
2. 法令上の諸条件の調査および関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令および条例上の制約条件を調査する。
	②建築確認に係る関係機関との打合せ 基本設計に必要な範囲で、建築確認を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
3. 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査および関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
4. 基本設計方針の策定	①総合検討 要求水準書等および技術提案書に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を見直す。
	②基本設計方針の策定および発注者等への説明 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者等に対して説明する。
5. 基本設計図書の作成	基本設計方針に基づき、発注者等と協議の上、基本設計図書を作成する。
6. 施工計画の検討	基本設計図書の作成が完了した時点において、施工計画を作成する。
7. 基本設計内容の発注者等への説明等	基本設計を行っている間、発注者等に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者等に対して設計意図および基本設計内容の総合的な説明を行う。

8. 概算工事費の検討	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書および施工計画に基づく建設工事に要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
-------------	---

主な実施設計業務

項 目		業務内容
1. 要求等の確認	① 発注者の要求等の確認	実施設計に先立ちまたは実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合または既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者等と協議する。
2. 法令上の諸条件の調査および関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令および条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
3. 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造および設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者等と協議して合意に達しておく必要のあるものおよび検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定および発注者等への説明	総合検討の結果および確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者等に説明する。
4. 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者等と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、施工すべき建築物およびその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質および特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。 なお、発注者による設計書作成のための質疑については、迅速に対応すること。
	② 建築確認図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認図書を作成する。
5. 概算工事費の検討・コスト管理	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書および施工計画に基づく建設工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。 技術提案書等に基づき、契約価格以内の工事費となるようにコスト管理を行う。	
6. 実施設計内容の発注者等への説明等	実施設計を行っている間、発注者等に対して、作業内容や	

	進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者等に対して設計意図および実施設計内容の総合的な説明を行う。
--	---

(イ) 業務に関する留意点

- ・設計着手前に必要に応じて現地確認等の事前調査を行った上で、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、県に提出して確認を得ること。
- ・実施設計は、基本設計の内容が県により確認された後、これに基づく工事の実施に必要な事業者が工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。
- ・進捗管理は、事業者の責任において行い、定期的に県に報告すること。
- ・県は、必要があると認める場合は、事業者の提案を逸脱しない範囲において、事業者に対して、センターの設計変更を要求することができるものとする。その場合、当該変更により、事業者に追加的な費用（設計費用、直接工事費等）が生じたときは、県が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払額を減額するものとする。
- ・県は、設計および関連業務の状況・内容について、随時事業者の説明または書類の提出等を求め、確認できることとする。
- ・県が、国・市などの関係機関に対して報告等が必要となる場合には協力すること。
- ・基本設計・実施設計にあたっては、センター各係の職員へのヒアリングを複数回実施すること。既存のセンターにおける課題点等も十分にヒアリングを行った上で課題解決に向けた各種検討・提案も行い、設計内容の承諾を得ること。
- ・事業者は、事業者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用しようとする場合は、あらかじめ県と協議を行うこと。

(3) 設計業務に付随する業務

(ア) 国庫補助金申請等への対応

県が国庫補助金の申請等業務を行う場合は、申請等に必要な提出書類一式について、県からの要請に基づき協力・作成すること。

(イ) 説明用資料の作成

事業者は、本事業について、議会や県民等（近隣住民も含む）に向けて設計内容に関する各種説明に用いる資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。また、設計がほぼ終了する段階で建物の内観および外観透視図、環境配慮技術導入一覧表、環境配慮型施設概念図を含めた設計概要書を作成し、県に提出すること。

(ウ) 県が行う施設備品および備品等の配置計画案等の作成

県が別途行う移転および廃棄業務並びに調達業務の基礎資料として、県の指示に従い既設施設の施設備品および備品等の数量、劣化状況を調査し、再利用・廃棄リストを作成するとともに、新施設の施設備品および備品等の配置計画案を作成すること。

調査下資料として令和6年に現有品調査を実施しているリストを活用することも可能とする。

- ・ 什器等調査を行い県にて判断した新設・移設・廃棄の区分に従い、什器等のレイアウト等を設計し発注資料を作成する。
- ・ 本工事設備との接続について設計すること。
- ・ 什器等の新設・移設に必要な1次側の設えは本工事にて見込むこと。
- ・ 新設する什器等については仕様を設計業務にて検討すること。

(エ) ライフサイクルコストの試算

- ・ 長期修繕計画を含むライフサイクルコスト計画書（案）を作成すること。
- ・ 実施設計業務完了時において光熱水費、保守点検、清掃、機械運転管理費の試算及びライフサイクルコスト（30年）の試算を行うこと。

3 建設工事

(1) 着工前業務

(ア) 業務内容

- ・事業者は、建設工事の着工前に必要となる各種申請業務、工事計画の策定、建設工事関係書類の作成・提出等の業務を行うこと。

(イ) 業務に関する留意点

- ・建設工事の着工に先立ち、関係法令等で定められた計画通知等の建設工事に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、各種許認可等の書類の写しを遅滞なく県に提出すること。
- ・関係法令等を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。なお、建設に当たって必要となる関係機関との協議に起因する工事の遅延については、事業者の責任とする。
- ・事業者は、建設工事着工前、別紙○「提出書類一覧表」の書類を提出すること。なお、書類は建設企業が作成し、工事監理者に提出した後、工事監理者がその内容を確認した上で、工事監理者が県に提出すること。提出時の体裁については、別途、県の指示によること。その他必要な事項等については、県との協議による。

(2) 建設期間中業務

(ア) 業務内容

- ・事業者は、関係法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および総合施工計画書等の建設工事関係書類に従って、センターの建設工事、建設関係書類の作成・提出、建設に伴う近隣対応・対策等を実施する業務を行うこと。

(イ) 業務に関する留意点 要求水準

- ・工事記録を作成し、工事現場に常備すること。
- ・毎月、県に工事監理状況を報告するほか、必要に応じて工事の状況の説明および調整を随時行い、工事を円滑に進めること。県から要請があれば工事の施工状況について、事前説明および事後報告を行うものとする。また、必要に応じ、県が要請する書類を作成し、提出すること。
- ・県は、事業者または建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、随時工事現場で施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ・工事中における当該関係者および近隣地区住民等への安全対策については万全を期すこと。
- ・工事完成時には施工記録を用意し、県の承認を得ること。
- ・工事進捗を県ホームページで公開するため、リンク先の運営を事業者が行うこと。
- ・県が行う内覧会に協力すること。
- ・本事業の記録映像（現場・会議風景等）を、県の広報活動等に使用できるよう、撮影・製作すること。

(ウ) 建設に伴う近隣対応・対策

- ・近隣地区住民等に対して、事業に関する説明等を十分に行い、合意形成を図った上で、円滑に事業を実施すること。
- ・日照障害に関して、周辺地域への影響を抑える対策を行うこと。
- ・電波障害の障害範囲については、電波障害対策を行うこと。
- ・排水処理施設等から生じる臭気が周辺に拡散しない対策を行うこと。
- ・設備機器作動時や配送作業時等に発生する音や振動が、周辺に影響を与えない対策を行うこと。
- ・近隣地区住民等に対して、工事内容および作業時間等について、随時説明を行うこと。
- ・事業者が行う近隣説明範囲は、建設業務に関する事項とすること。

(工事施工中における留意点)

- ・騒音・振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他の建設工事に伴い近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣地区住民対応を実施すること。
- ・万が一、周辺地域に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。
- ・隣接する建物や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修および補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・工事中は近隣地区住民等からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者が適切に対応すること。
- ・近隣への対応について、県に対して事前および事後にその内容および結果を報告すること。
- ・低振動・低騒音工法を採用すること。

(エ) 条件

① 県事務所等

- ・現場事務所内に、県も使用できる会議室（30㎡相当）を併設すること。

② 工事保険等

- ・事業者は、工事目的物および工事材料（支給材料を含む。）等を対象とする建設工事保険および請負業者賠償責任保険等に加入し、その証書の写しを県に提出すること。
- ・保険期間は、工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- ・工事保険等に必要なる一切の費用は、事業者の負担とする。

③ 式典

県が主催する式典以外の式典に係る費用は、事業者の負担とする。

④ 関連別途工事との調整・協力

事業者は、県が発注する業務上密接に係る別途工事について、その工事等が円滑に施工できるよう工程管理・安全管理の調整に協力すること。必要に応じて本体工事期間内での作業が発生する場合も想定される。分析機器等の据付のための基礎工事、下地補強工事などについて

ては、設計業務・建設業務の中で遺漏のないよう注意すること。なお、詳細については、設計協議の中で調整する。

⑤ 作業時間

- ・作業時間は原則8時～17時とする。
- ・休日については、週休2日に取り組み、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行う。

⑥ 工事中および竣工建物引渡し時の注意事項

- ・竣工図および竣工書類は、事業者の管理の元で作成し、工事監理者の確認を受けた上で、県の承諾を得ること。竣工図は、工事完成時に提出すること。
- ・建物引渡し前には県、施設管理者および施設使用者に対して、建物および諸設備の取扱説明書を提出の上、取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。
- ・本工事期間中、県民説明用および庁内説明用パンフレット用図面作成、写真撮影、県民および庁内対応等について県に協力すること。
- ・完成・引渡し前に発生する引越に関する打合せや現地確認に協力すること。

⑦ 施工計画について

- ・仮囲い（高さ3mのフラットパネル）は、原則として敷地全周とし、工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、通行人の安全を図るとともに、交通障害が起こらないように配慮の上、事業者にて対応すること。
- ・施工期間中は、十分な安全性を考慮し、関係者と協議の上、最善の仮設計画を策定・実施すること。

(3) 建設業務に付随する業務

事業者は、必要に応じて以下の支援および協力を行うこと。

- ・施設建設時に県が補助金等を受けた場合の実績報告書等資料作成に関する支援業務
- ・会計実地検査の支援
- ・県が主催する式典

4 工事監理業務

(1) 業務内容

(ア) 業務内容

- ・実施設計図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認する業務を行う。
- ・工事監理者は、本件工事の監理状況をまとめた工事監理報告書を作成し、事業者を通じて県に毎月報告すること。なお、県が要請したときは、随時報告を行うこと。
- ・県への工事完成確認は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- ・工事監理業務は常駐監理とし、その内容は、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること。

- ・工事監理者が行う施工計画の検討・助言は、本件工事の全てを対象として行うこと。
- ・工事監理業務内容については、下記「工事監理業務」による。

工事監理業務

項 目		業務内容
1. 工事監理方針の説明等	①工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について発注者等に説明する。
	②工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、発注者等と協議する。
2. 設計図書の内容の把握等	①設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、発注者等に報告し、必要に応じて発注者を通じて設計企業に確認する。
	②質疑書の検討	建設企業から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、設計企業に確認の上、回答を建設企業に通知する。
3. 設計図書に照らした施工図等の検討および報告	①施工図等の検討および報告	設計図書の定めにより、建設企業が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、発注者等に報告する。
	②工事材料・設備機等の検討および報告	設計図書の定めにより、建設企業が提案または提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者および専門事業者を含む。）およびそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、発注者等に報告する。
4. 工事と設計図書との照合および確認		建設企業が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、建設企業から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
5. 工事と設計図書との照合および確認の結果報告等		工事と設計図書との照合および確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、建設企業に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、建設企業がこれに従わないときは、その旨を発注者等に報告する。なお、建設企業が設計図書のとおりに施工しない理由について発注者に書面で報告した場合においては、発注者等および建設企業と協議する。
6. 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合および確認を全て終えた後、工事監理報告書等を発注者に提出する。

第4 施設計画に関する要求水準

1 施設整備方針

事業者は、令和5年7月「滋賀県衛生科学センター整備基本計画」を参考に、「健康危機管理事業に最先端の知見で迅速に対応できる地域に開かれたセンター」をコンセプトとしてセンターを整備すること。

(1) 基本方針

(ア) 地域に愛される施設

- ・健康、食の安心・安全等の分野で、県民への普及・啓発・教育活動（施設公開、見学会、講演会、研修会）を積極的に行うための研修室・会議室を整備する。
- ・他の研究機関（県・公的機関・民間）との交流・連携を図ることにより、滋賀県における保健衛生分野の人材育成、研究機能の充実に貢献する。
- ・開かれたセンターとして、小中学生の施設見学にも対応できる見学窓や多様な主体との連携・交流を促進するためのオンライン配信や小集会ができるスペースを設けるなど、開かれた研究所を目指す。

(イ) 機能的な研究実験環境計画

- ・滋賀県民の健康や衛生を守る為の試験研究機関として、機能性・安全性を確保した研究所を目指す。
- ・業務内容に配慮したゾーニング計画と、安全性を高めるセキュリティ計画とするとともに、緊急対応や、多様化する研究内容に対応できる可変性を持たせた建物とする。
- ・だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した計画とする。
- ・維持管理および将来の機能変更がしやすく、衛生検査等が継続できる構造とする。
- ・災害時にも継続して業務が行える強靱な施設を目指す。

(ウ) 環境配慮型研究所

- ・将来にわたって持続可能な環境配慮型のセンターを目指す。環境負荷低減を図り、地域の環境に配慮する。また、太陽光発電設備、LED照明などの省エネルギー化に併せて、県産木材を積極的に活用した環境を整備する。
- ・「滋賀県 SDGs 未来都市計画」や「MLG s（マザーレイクゴールズ）」の実現に向け、ZEB Ready 以上の環境・エネルギー性能の向上を目指す。

(2) 施設に必要な性能・設備

(ア) 健康危機管理に対応できる強靱性のある施設整備

- ・新興感染症、原子力災害等の健康危機管理時の検査対応を想定した動線・配置計画、スペース、電気容量等の確保

- ・災害時にも継続して業務が行えるよう連続72時間以上の非常用発電設備などの整備

(イ) 安心・安全な施設整備

- ・試験検査機器の周辺スペースの確保、放射性物質、有害微生物や化学物質を除染する設備、BSL3 施設の充実、飛沫感染対策を加味したデスク配置が可能な環境など、職員の作業環境、安全性に配慮した施設整備

(ウ) 効率的な業務運営に配慮した施設整備

- ・職員執務室の一体化、必要規模の書庫、倉庫の設置、一連の検査業務等を効率的に行うため検査業務毎にゾーン分け

(エ) セキュリティ対策を講じた施設整備

- ・防犯カメラ、各検査エリアの電子錠の設置、セキュリティカードによる入退室管理
- ・情報セキュリティ対策

(オ) 多様な人にやさしい施設整備

- ・エレベーターの設置などバリアフリー化
- ・だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの採用

(カ) 環境に配慮した施設整備

- ・環境負荷低減化のため、排ガス処理設備、排液処理設備、廃棄物置場を整備
- ・CO2 ネットゼロに向けて、断熱化、LED照明などの高効率機器等による省エネルギー化（ZEB Ready 相当の実現）、太陽光発電施設の導入、県産木材の使用

(キ) デジタルを活用した「届ける」を意識した施設整備

- ・感染症禍を転機として、社会のデジタル化が大きく進展しているため、デジタル技術を活用した業務運営ができる施設整備

(ク) 交流・関心が生まれるオープンな施設整備

- ・多様な主体との連携、地域との交流を促進するため、小中学生の施設見学にも対応できる見学窓やオンライン配信や小集会ができるスペース、研修室などを確保

(ケ) フレキシビリティのある施設整備

- ・新興感染症への対応、他機関・団体との連携、組織改編、試験検査・研究内容の変化に対応できるフレキシビリティのある施設整備

2 施設整備に係る基本要件

(1) 事業用地の概要

項目	概要
事業計画地	滋賀県草津市笠山7丁目4番43号
事業敷地面積	・ 3,430 m ² (口腔衛生センター部分を含めた面積 : 5,307.72 m ²) 敷地面積はモデルプランにより算出しており、今後の計画にて変更となる。 ・ なお、口腔衛生センター部分との隣地境界線は設計段階において、発注者と協議の上、最終決定するものとする。別紙○「事業用地図」参照
地域地区等	第1種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	埋蔵文化財包蔵地外(「文化財保護法」)

- ・ 本事業は、草津市開発事業手引き(令和6年4月)に従い、敷地の区画分割のみでは開発行為に該当しない。

(2) インフラ整備状況

事業者は、各種インフラの整備について、提案する施設内容にあわせて各インフラ業者と協議を行い、事業者の負担で接続等工事を行うこと。

(ア) 周辺道路状況

- ・ 事業用地の接続道路の状況は、別紙○「事業用地図」のとおりである。

(イ) 上水道

- ・ 計画地西側の市道医科県東線に上水φ150の配管が埋設されている。
- ・ なお、現状については、別紙○「インフラ整備状況」を提示するが、センターの設計にあたっては事業者にて詳細調査を行った上で施工を行うこと。

(ウ) 下水道

- ・ 現状については、別紙○「インフラ整備状況」を提示するが、センターの設計にあたっては事業者にて詳細調査を行った上で施工を行い適切に公共柵へ接続すること。

(エ) ガス

- ・ センターの熱源についてはイニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性等を含めて適切な提案を行うこと。

(オ) 雨水

- ・計画地西側の市道との敷地境界部に道路側溝が敷設されており、雨水排水はこちらへ接続すること。

(カ) 通信

- ・現況は、通信事業者を確認すること。
- ・事業敷地内は、地中埋設管路方式とすること。

(キ) 電気

- ・現況は、電力事業者を確認すること。
- ・センター専用受電を行うこと。
- ・既存引込位置は現地を確認した上で、事業者にて改めて調査・検討を行い適切な提案、施工を行うこと。
- ・事業用地内は地中埋設管路方式とすること。

(ク) テレビ電波

- ・地上デジタル、BS、CS波が到来している。

(3) 地盤状況

事業用地の地盤状況概要を別紙○「地盤調査データ」に示すが、事業者は、当該資料の内容について、自らの責任において解釈し、利用すること。なお、設計業務の実施に当たり必要な地盤調査等については、事業者の責任において実施すること。なお、費用については事業者の負担とする。

(4) 埋蔵文化財

事業用地は埋蔵文化財包蔵地外となっている。ただし、工事に際しては所管する部署との協議確認を行った上で着工すること。また、工事中新たに遺構・遺物が発見された場合、または工事計画の変更等のある場合には、県、市と協議を行うこと。

(5) 測量

本書にある敷地面積は現在の資料に基づくものである。今後の申請等における敷地境界および敷地面積は県と協議のこと。県にて実施した測量は別紙○「事業用地図」による。今回計画に係る範囲の測量について、不足がある場合は各種申請に必要な資料も含めて事業者の責任において実施すること。なお、費用については事業者の負担とする

今回計画における口腔衛生センターとの敷地の切り分け位置には、暫定的であり、最終的な位置は、設計段階において県と協議の上、確定するものとする。

3 施設整備の概要

(1) 工事名称

滋賀県衛生科学センター整備事業

(2) 施設規模

項目	概要
建物用途	事務所（研究所）
工事種別	新築
建物階数	地上4～5階
延べ面積	約3,600 m ² （+10%以内で計画すること）
建物構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、または鉄骨鉄筋コンクリート造
付属施設	駐輪場上屋（15台）、廃棄物置場（平屋25 m ² ）、平面駐車場25台

4 共通事項

(1) 基本性能

次の項目について、本工事の完成引渡し後における不具合の発生を未然に防止するため、事業者の責任において所定の機能・性能・品質を確保すること。なお、そのための対処方法等については、提案用図書リストに挙げる図書の記載内容によると共に、事業者のノウハウを活用すること。

(ア) 環境性能

- ・ ZEB Ready 以上を実現すること。
- ・ 地球環境へ配慮（機器・材料の選択、施工方法、廃棄物処理等）すること。

(イ) 騒音・振動の伝搬防止

① 室内許容騒音

- ・ 居住空間として適正な数値以下とすること。

② 屋外（敷地境界線上）許容騒音

- ・ 許容騒音規制値以下

③ 騒音・振動の伝搬防止

次の例に留意し、騒音・振動に関わる不具合が発生しないこと。

- ・ 上下階室間、隣接空間、異種用途空間の空気伝搬音・固体伝搬音
- ・ 屋外から事務室・会議室等の居室への伝搬音
- ・ 機械室、電気室、屋外機器、配管ダクト、便所等の設備機器からの空気伝搬音、固体伝搬音、空調騒音・振動等
- ・ 竪穴、シャフト部分に発生しやすいドラフト現象騒音
- ・ 風きり音や雨音等による騒音

(ウ) 漏水

次の例に留意し、漏水に関わる不具合が発生しないこと。

- ・屋根、屋上廻りからの漏水（折板屋根、ベンチレーター、屋上防水、笠木、樋、バルコニー、庇等）
- ・外装廻りからの漏水（外装取合い部、ガラリ、配管貫通部、目地、シーリング部、ひび割れ、パネルの欠陥部等）
- ・開口部廻りからの漏水（建具、スリーブ、ガラリ、トップライト等）
- ・内部水場廻りからの漏水（トイレ等）
- ・外的要因による配管類の損傷（土圧、不同沈下、配管の打抜き等）
- ・設備機器、配管継手、バルブ廻りからの水漏れ
- ・配管の腐食（地中埋設配管等）

(エ) 結露

次の例に留意し、結露に関わる不具合が発生しないこと。

- ・外壁廻り（床・壁・柱・梁・屋根・開口部・建具等の結露防止対策と結露水処理）
- ・外部に接する室、居室
- ・空調エリアと非空調エリアとの接する部分（特にプレハブ冷凍・冷蔵庫廻り）
- ・室内の機器、配管、ダクト、吸排気口、吹出し口等
- ・庇、大庇の天井面

(オ) 防臭

次の例に留意し、防臭に関わる不具合が発生しないこと。

- ・便所、洗面等からの臭気
- ・排気口、通気管、マンホール等からの臭気

(カ) 耐用性

次の例に留意し、耐用性に関わる不具合が発生しないこと。

- ・鉄部の錆、仕上げ材の変色、汚れ等（特に外部）
- ・仕上げ材の剥離（張り付け材、吹付材、塗材、パネル、ボード類、耐火被覆材等）
- ・カビの発生（結露・通気・換気・防カビ材等）
- ・埃、粉塵の汚れ（外壁、庇、水きり板、バルコニー、防汚材等）

(キ) 保守性

次の例に留意し、保守性に関わる不具合が発生しないこと。また、機器、バルブ、ダンパー、自動扉、シャッター、昇降機等全ての作動装置のメンテナンスが容易に可能なこと。

- ・保守点検に必要な点検口、タラップ、足場、デッキ、手摺、丸環等
- ・リニューアル時への配慮（搬出入扉、昇降機、搬出入経路の確保等）

- ・機器・材料更新の容易性（外装ガラス、ユニット製品等の交換）
- ・コーナーガード、巾木、台車当て等

（ク） 安全性

次の例に留意し、十分な安全対策を行なうこと。

- ・屋上、バルコニー、吹抜、歩廊等からの人・物の落下防止
- ・ガラスの割れ、衝突、破損、飛散防止
- ・廊下、スロープ、階段、出入口等の歩行・避難空間の安全対応
- ・防犯、セキュリティへの対応
- ・暴風時の安全対応（金属屋根、軒天井、笠木、看板、植栽等）
- ・地震時の安全対応（天井懐が大きい天井下地、広い天井、昇降機、自動扉、情報 IT 設備、避難口、経路、看板等の落下対策、等）

（ケ） 機能性

次の例に留意し、所定の機能が発揮されること。

- ・建具等の開閉機能、耐風圧性
- ・設備機器、防災設備等
- ・適正な照度・換気量・温湿度等の確保

（コ） その他

次の例に留意し、対応すること。

- ・ユニバーサルデザインへの配慮（開閉性、操作性、安全性、障害の排除等）
- ・シックハウス対応
- ・風害、水害への配慮（飛散防止、衝突破損防止、浸水対策、集中豪雨対策等）
- ・地盤の不同沈下への配慮
- ・昆虫、鳥等の侵入防止、巣作り防止
- ・その他、地域特性への配慮（湿気対策、埃対策等）
- ・液状化に留意した対策（基礎形式、配管継ぎ手等）

（2） 諸室要件

別紙○「諸室リスト」を参考にすること。また、別紙○「諸室要件リスト」を満たすよう諸室の配置を行うこと。

5 建築計画

（1） 配置計画

（ア） 建物配置

- ・建物配置は別紙○「モデルプラン」を参考に、口腔衛生センターを含む周辺地域や立地環境に配慮した計画とすること。

- ・隣接する口腔衛生センターの運営を考慮した配置計画とすること。
- ・敷地内は全面禁煙とし、喫煙専用室も設置しない計画とすること。

(イ) 敷地内動線計画

- ・別紙○「敷地位置図」を参照し、極力東側の斜面地を避けた配置とすること。
- ・来訪車両、職員車両はメインアプローチから入場する想定で駐車場と駐輪場を配置すること。
- ・上記正門からのアプローチとは別に通用門を設けること。
- ・通用門から放射能汚染検体搬入用の「緊急通路」まで車両動線「緊急ルート」を確保すること。「緊急ルート」はメインアプローチとの交錯や併用は不可とし、有事の際に独立したアプローチとして運営できるようにすること。
- ・通用門は、平時において廃棄物回収車や公用車が利用するため、駐車スペース4台と廃棄物置場を確保すること。
- ・設備更新のための搬入動線や搬入スペースを想定すること。
- ・消防車両動線および活動空気を適宜計画すること。

(2) 平面計画

(ア) 諸室の配置

- ・本体建物は4～5階建とし、別紙○「モデルプラン」を参考にすること。また、別紙○「諸室要件リスト」に基づきに諸室の配置を行うこと。
- ・研究施設に相応しいフレキシブルな建築計画とすること。
- ・原則中廊下型の明快な平面計画とすること。
- ・屋上には機械置場、環境放射能水準調査に必要なサンプリング機器等を設置すること。サンプリング機器配置エリアは21.6㎡(3.6m×6m)とし、四方10m範囲に工作物や設備機器などを配置しないこと。
- ・1階には全職員が在籍する執務室を配置する。部門間コミュニケーションの活性化のため、執務室はワンルームで計画すること。ただし、所属の異なる食品安全監視センターは、パーテーション等で緩やかに区分するものとする。
- ・開かれたセンターとして多様な主体との連携・交流を促進するためのオンライン配信や小集会ができるスペースを設けること。
- ・オンライン会議、オンライン研修、情報・通信機能等のインフラが充実した研修室を計画すること。
- ・実験室などには、小中学生の施設見学時にも実験室や試験研究の状況が見えるような設備を設けること。例としては、窓・ガラス戸からの見学、各実験室内カメラ映像のモニターでの見学など考えられる。
- ・外部からの来訪者が想定されるため、実験検査エリアと一般共用廊下との間にはセキュリティを設けること。
- ・実験検査室内での検査業務等の支障とならない配管等の点検・更新ができるよう、PS、EPS等の設備スペースは廊下側からの点検更新できるよう計画すること。

- ・危険物を取り扱う室については、各室ごとに防火区画し外部開口及び扉は特定防火設備とすること。
- ・フロア毎の部分構成は下記を基本とすること。特に各係の実験検査室はフロア毎のまとまりとすること。

＜各フロアの部門配置＞

階	配置部門
1	総務係、健康科学情報係、理化学係（放射能）、食の安全推進室監視指導係（食品安全監視センター）
2	理化学係（食品・水等）
3	微生物係（細菌・ウイルス等）
4	理化学係・微生物係（動物）

（イ）建物内動線計画

- ・新興感染症、原発事故時の健康危機管理時の検査対応を想定した、動線・配置計画、スペースとすること。
- ・職員の作業効率向上や、安全性に配慮したわかりやすい動線計画とすること。
- ・台車等での検体搬入を想定し、動線上の段差は極力避けること。
- ・検体搬入やパンデミックなどの繁忙時にも支障のない適切な廊下幅員とすること。
- ・上下階に分かれた職員のコミュニケーション向上に配慮し、縦動線を計画すること。
- ・原子力発電所事故時の対応を考慮し、更衣室は放射能検査エリア側からもアクセスできるようにすること。また、更衣室内は平時用と放射能検査用に内部でわけること。
- ・屋上機械置場には少なくとも階段、エレベーターをそれぞれ1台着床させること。

（ウ）各部門の配置計画

1階 総務係、健康科学情報係、食の安全推進室監視指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・1階には全職員（食の安全推進室監視指導係を除く）が在席できる執務室を配置すること。部門間コミュニケーションの活性化のため、執務室はワンルームで計画すること。 ・開かれたセンターとして多様な主体との連携・交流を促進するためのオンライン配信や小集会ができるスペースを設けること。
1階 理化学係（放射能）	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質および放射線の影響を把握する検査を行う実験室を設けること。 ・災害時の稼働を想定し、非常用電源を備えること。 ・放射能汚染の程度によるエリア分けを行い、放射能汚染検体搬入用の緊急通路を設けること。
2階 理化学係（食品・水等）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の成分規格、添加物等に関する検査・調査研究を行う実験室を設けること。 ・農産物中の残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー含有食品に関する検査・調査研究を行う実験室を設けること。 ・水道水、家庭用品等に関する調査・研究を行う実験室を設けること。

<ul style="list-style-type: none"> ・職員が検査後の作業などで使用する一時的な事務室を設けること。 ・少量危険物保管庫を設置すること。
3階 微生物係（細菌・ウイルス等）
<ul style="list-style-type: none"> ・食品の成分規格、指導基準等の微生物学的検査・調査研究を行う実験室を設けること。 ・感染症、食中毒等に関する微生物学的検査・調査研究を行う実験室を設けること。 ・公衆衛生に関する微生物学的検査・調査研究を行う実験室を設けること。 ・職員が検査後の作業などで使用する一時的な事務室を設けること。 ・BSL 2、BSL 3の基準を満たす実験室を設けること。 ・プレハブ冷凍冷蔵庫を設置すること。
4階 理化学係・微生物係（動物）
<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験を行う実験室を設けること。 ・付属する前室、処置室を設けること。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスは誰でも入れる空間とし、来訪者に向けて情報発信を行う機能を計画すること。 ・オンライン会議、オンライン研修、情報・通信機能等のインフラが充実した研修室（40名程度）を計画すること。 ・関連書籍やGLP文書等を保管するセンター共通の書庫を設けること。 ・実験排水を処理する廃液処理設備を設置すること。

(3) 断面計画・立面計画

- ・GL=〇〇mmとし、1階床高をGL+300mm程度とすること。
- ・天井内のダクト、配管等の点検・更新・増設に配慮し、かつ経済的合理性のある階高設定を行うこと。なお、諸室の天井高さは別紙〇「諸室リスト」を参照すること。
- ・実験検査室の外壁にはメカニカルバルコニーを設け、ダクトや配管の点検・更新を容易するとともに、実験用の機器（室外機、チラー等）の設置も可能な仕様とすること。また将来のダクトや配管の増設に対応できるスペースを用意すること。
- ・建物正面側や前面道路からの視認性の高い壁面にあるメカニカルバルコニーには、施設の顔づくりや景観に配慮し、目隠しルーバー等の意匠的措置を施すこと。
- ・窓からの落下防止に配慮した腰壁高さを設定すること。
- ・メインエントランスはメインアプローチや前面道路からの視認性の高い位置に配置すること。
- ・視認性の高い外壁面における給排気口は、窓ガラリや目隠しルーバー等を採用する等、外観デザインに配慮し計画すること。

(4) 外部仕上

- ・草津市景観計画を遵守し、周辺からの見え方や景観に配慮した外観および素材、色調等のデザインとすること。屋上機械置場には目隠しルーバーを設置すること。
- ・関連法令や環境基準（ZEB Ready 以上）で求められる部材強度、防火性能、耐候性、断熱性、メ

メンテナンス性を考慮した材料を使用すること。

- ・外壁に取りつく仕上げ材、建具・庇、手すり、金物等はすべて十分に安全な下地等に取り付くものとする。
- ・外部の鉄部は、溶解亜鉛メッキ同等以上の防錆性能を持った処理を施すこと。
- ・外部雨水排水は、排水不良による漏水などの問題が生じないように計画するとともに、メンテナンス性に十分配慮すること。
- ・ルーフドレンは屋根毎に複数設置し、1か所を除いた箇所数で所定の排水能力を満たす計画とする。極力途中合流させず単独で外部会所に接続すること。樋は原則、外部に計画すること。
- ・鉄骨、配管、ダクト等が貫通する場合は、適宜止水処理を施すこと。特に鉄骨が外壁を貫通する際、鉄骨に止水プレートなどを全周溶接にて取り付け、2重シールを施すこと。
- ・外部仕上げ材は太陽光の反射などによる光害が発生しないよう配慮すること。
- ・屋上防水はコンクリート保護工法を基本とする。また、必要に応じて屋上機器メンテナンス用架台を適宜設けること。
- ・塔屋がある場合は、塔屋屋根のメンテナンスのための背かご付きタラップを設置すること。
- ・外壁のメンテナンス用の丸環を適宜設置すること。
- ・屋上機械置場やメカニカルバルコニー等で落下の恐れのある箇所には、安全柵を設けること。
- ・大庇等で軒天を設けない場合は、鳥害に配慮し防鳥ネットを設置すること。
- ・建物形態や外部仕上げ等については、保全・清掃が容易となる施設とすること。
- ・メインエントランスには大庇を設けること。その他の外部入口には庇を設けること。また日常使用しない搬入扉には水切りを設けること。
- ・県内産品を可能な限り活用すること。

(5) 内部仕上

- ・内部仕上げは、別紙○「諸室リスト」を参考に、清掃性、耐久性、耐薬品性、耐摩耗性、その他必要な性能を有した材料を選定すること。
- ・素材感や色合いの工夫等、空間特性に相応しい計画とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気・イメージづくりに努めること。
- ・県内産品を可能な限り活用すること。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」および「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、県産木材により可能な限り木質化を行うこと。特にエントランスホールの仕上げは、木材利用する等、来訪者を迎え入れるあたたかみのあるデザインを行うことを推奨する。
- ・仕上げ材は、定期的な修繕がしやすいこと、汎用性があることなどに配慮して選定すること。なお、人が触れる箇所や薬品を使用する箇所については、特に留意すること。
- ・廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行う。
- ・執務室、会議室等の必要な諸室は、廊下や隣室に漏れないよう遮音性を考慮すること。
- ・使用する材料は、ホルムアルデヒドなどのシックハウス症候群の原因となりうる揮発性有機化合物を含んだものを極力避けること。改修時、解体時における環境汚染にも配慮すること。

- ・各室の窓には適宜カーテン、ブラインド等を設置すること。

(6) 建具計画

- ・実験室、執務室の扉は極力ハンガー引戸を基本とし実験・検査中の安全管理のため、廊下から内部の様子が見えるよう扉に窓を設けること。なお、身長が高くない小中学生の施設見学にも対応できるような窓とすること。
- ・メインエントランスならびに共用廊下と実験エリアの間の扉および共用廊下に直接面する実験関連諸室の扉には電気錠、カードリーダーを設け、入退館管理を行うこととする。
- ・外部の窓は ZEB Ready 以上を実現できる断熱性能を有する仕様し結露防止に留意すること。
- ・外部の開閉窓には、防虫対策として全てに網戸を設けること。
- ・外部扉には、床段差や排水溝等を施し、雨水侵入対策を行うこと。
- ・換気ガラリ等にはネットを設置すること。
- ・PS、EPS 等には適切な大きさの点検口（鍵付）を設置すること。

(7) サイン計画

- ・メインエントランス付近に館名プレート（SUS 製、H250 程度）を 1 箇所設置すること。
- ・前面道路から良く見える外壁面に、館名サイン（SUS 箱文字、焼付塗装仕上げ、内照式）を 1 箇所設置すること。
- ・通用門には、関係者以外立入禁止サインを設けること。
- ・エントランスホールには全館案内サイン、および受付カウンターには「受付」のサインを設置すること。
- ・各階エレベーター付近には、フロア案内サインを設置すること。
- ・諸室には、室名サイン（カーティングシート貼）、ピクトサイン等を設けること。
- ・階段室、エレベーター付近には、フロア案内サインを設置すること。
- ・危険物、消防標識は適宜設けること。
- ・エントランスホールには、花崗岩製の定礎と定礎ボックスを設けること。

(8) その他

- ・メンテナンス用、天井点検口、床下点検口、壁面点検口は適宜設けること。床下点検口は防臭型とする。
- ・室内からの全ての排水管は、地下ピットを通じて外部の会所に接続すること。
- ・地下ピットや各種水槽には、点検用のクラップ、水勾配、かま場、人通口、通気管、通水管を適宜設けること。
- ・実験排水槽の点検口は FRP 製とすること。
- ・異種金属が接し、腐食が懸念される箇所は、適宜対策処置を施すこと。
- ・金属屋根には、雨音防止等を講ずること。
- ・メインエントランス付近に SUS 製郵便受けを設置すること。

6 構造計画

事業者は、構造計画について、以下の内容に従うこと。

(1) 耐震安全性

- ・構造設計に当たっては、「建築基準法」によるほか、「官庁施設の基本的性能基準および同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次の耐震安全性を確保すること。
- ・「国家機関の建築物およびその付帯施設の位置、規模および構造に関する基準（H23.3月改定）」に準じ、センターは「放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵または使用する施設およびこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設」に該当するため、以下の耐震性能を確保すること。
 - ・構造種別：耐震構造
 - ・構造体の耐震グレードの分類：I類
 - ・建築非構造部材の耐震グレードの分類：A類
 - ・建築設備の耐震グレードの分類：甲類
- ・耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、積雪荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上、十分に安全な計画とすること。
- ・上部構造の種別は鉄筋コンクリート造を想定しているが、その他の構造種別で合理的な提案ができる場合はこの限りではない。
- ・什器・備品の設置においても耐震性を考慮し、床および壁固定の必要性を十分に検討の上で安全性を確保すること。
- ・個々の機能保持や収容物の保全の対策は重要であることから、必要に応じて免震床や免震ラック等を検討するとともに、棚や分析機器のボルトやナットでの固定や、小型機器や薬品の落下防止策を講じるなど、個別の地震対策を行うこと。

(2) 耐久性能

- ・本書に記載のない事項については、「日本建築学会諸基準」を参考とすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。
- ・建築工事標準仕様書／同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める標準を採用する。これに基づき、コンクリートの耐久設計基準強度は24N/mm²以上とすること。
- ・床面の初期ひび割れを抑える設計とし、床材の選定にも配慮のこと。
- ・床の鉛直振動は、「建築物の振動に関する居住性能評価規準・同解説」の2018年版の評価レベル「V-Ⅲ」を満足し、2004年度版の評価曲線「V-70」程度を目標とすること。

(3) 基礎構造

- ・建物や工作物が不同沈下等を起こさない基礎構造および工法を採用すること。
- ・基礎構造は●●基礎を想定しているが、その他基礎形式で合理的な提案できる場合はこの限り

ではない。

- ・基礎構造は、上部構造の耐震グレードに応じた耐震目標性能を設定すること。
- ・1階床スラブ下は、防湿シートおよびポリウレタンフォームを敷設し、床下からの湿気、冷気を遮断すること。

(4) 荷重条件

- ・建築物に作用する荷重及び外力は、法令及び本基準によるほか、「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）等を参考に、適切に設定すること。
- ・留意すべき代表諸室の積載荷重（単位：N/m²）を下記に示すが、この数値は参考とし、基本設計時には実情に応じて数値を見直すこと。
- ・「ルームデータシート」に記載されている最大機器重量（N）は、基本設計時に実情に応じて数値を見直すこと。

（単位：N/m²）

階	室名等	床、 小梁用	大梁、柱 、基礎用	地震用	備考
共通	一般実験室	3,900	2,400	1,600	
共通	執務室・会議室	2,900	1,800	800	
共通	保管庫・倉庫等	7,800	6,900	4,900	
1階	放射能測定室	19,600	12,000	8,000	重量物の機器あり
4階	書庫	11,800	10,300	7,400	移動書架を設置

7 電気設備計画

(1) 全般的事項

- ・エネルギー起源のCO₂排出量を削減するため、省エネルギー設備の導入や自然エネルギーの利用等に取り組むこと。
- ・機器の入替の容易さなど更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ・環境に配慮し、エコマテリアル電線の採用等を可能な限り行うこと。
- ・高効率変圧器および調光システムの採用など、省エネルギー手法を積極的に採用すること。
- ・電力量計を必要箇所に設置すること。
- ・電話、LAN等の各種設備は、部屋の大きさや使い勝手から必要な数量を見込むこと。またLANは、県共通システムとセンター内機器用の2系統に分けて整備すること。
- ・災害時に於いても連続72時間以上の業務継続可能な非常用発電機設備を設置すること。

(2) 設備項目ごとの事項

(ア) 電灯設備

- ・各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、職員および来訪者に配慮し十分な配置

計画とすること。

- ・非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき点検が容易にできる機器を設置すること。
- ・高効率型器具、省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とすること。
- ・器具は、容易に保守管理および交換ができるものとする。
- ・外灯は、自動点滅および時間点滅が可能な方式とすること。
- ・コンセントは諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれの適切な位置に配置すること。
- ・非常用発電機回路のコンセントは一般回路コンセントと明確に区別出来るように配線器具の色を変える又は器具プレートに発電機回路の表示を行うこと。
- ・諸室の照度はJIS照度基準を原則とし、個別の要求は別紙「各室諸元表」を参照すること。用途と適性を考慮して検査実験室にはタスクアンビエント照明を計画すること。

（イ）動力設備

- ・電気室内（電気室を設ける場合。設けない場合は屋外型キュービクルとしてよい。）キュービクルの低圧配電盤より、各動力制御盤や昇降機などの動力負荷へ至る幹線を敷設すること。
- ・保守・点検が容易で、メンテナンス費用の軽減を図れるシステム・機材を選定すること。
- ・各階の一般エリア、実験検査エリアを区分して電灯盤・動力盤の分電盤を設置すること。設置場所は機器のレイアウト変更および間仕切り壁の変更を考慮した配置とすること。

（ウ）受変電設備

- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・「消防法」、「湖南広域行政組合火災予防条例」および所轄消防指導等に従って設置すること。
- ・映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- ・力率改善コンデンサは低圧側に設置すること。
- ・高周波対策を行うこと。
- ・高効率変圧器を採用すること。
- ・増設・更新スペースを適宜確保すること。
- ・キュービクルから各階への配線ルートについては将来的な配線の増設等を考慮すること。
- ・冠水、浸水、地震対策を考慮した設置計画とすること。

（エ）非常用発電機設備

- ・停電時対応が必要な諸室の照明50%、コンセント20%、実験機器、実験検査室環境維持に必要な空調換気設備、冷凍冷蔵庫、廃液処理設備、昇降機、情報通信設備、防犯設備、火災報知設備に対し電源を供給する。

（オ）太陽光発電設備

- ・環境問題や環境技術の啓蒙活動に寄与する設備（ペロブスカイト型太陽電池など）の提案を求める。

(カ) 雷保護設備

- ・構造体利用統合接地を採用し、外部雷保護、内部雷保護が可能なファラデーケージ構造とする事で建物内の人員、実験機器、通信情報機器の保護及び、必要諸室の静電気対策が可能な計画とすること。

(キ) 構内交換設備

- ・必要に応じた回線数とすること。
- ・必要各室に内線電話（IP フォン）を設置すること。壁には必要なアウトレットを備えること。
- ・光回線を引き込むための配管を準備すること。

(ク) 構内情報通信網設備

- ・構内情報通信網は一般事務オフィス系、研究実験室系を明確に色別し、セキュリティ対策を講じる事が出来るように計画すること。
- ・LAN 配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設するとともに、各諸室に有線 LAN の接続口を設けること。
- ・LAN 接続口は一般事務オフィス系、研究実験室系を明確に色別すること。
- ・各フロアに PD 盤等を必要な大きさ、スペースで設置すること。
- ・執務室・情報処理室、職員室・研修交流室・ミーティング室及び必要な実験室は、二重床とし、什器更新、レイアウト変更に伴う配線の敷設変更が容易な構造とすること。
- ・共用部及び必要諸室（エリア）に一般事務オフィス系の無線 LAN を敷設すること。

(ケ) 拡声設備

- ・「消防法」に定める非常放送設備と一般放送設備機能を有すること。
- ・チャイム設備を備えること。
- ・内線電話から全館放送設備に接続するようにすること。
- ・各部屋単位に壁付音量調整器を設けること。

(コ) インターホン設備

- ・メインエントランス及び緊急通路にカメラ付きインターホン子機を設置し、親機は1階執務室に設置すること。

以下の場所に警報用押しボタンを設置すること。表示器を執務室に設置すること。

- ・バリアフリースイッチおよび緊急用シャワー設置場所

(サ) テレビ共同受信設備

- ・執務室・情報処理室、職員室・研修交流室・ミーティング室に於いて事業用地内にて受信可

能な商業放送を視聴可能な計画とすること。

(シ) ITV 監視カメラ設備

- ・ 玄関及び入退室管理を行う主たる扉のモニタリング用に適宜監視カメラを設置すること。

(ス) 自動火災報知設備

- ・ 関係法令等に基づき設置し、執務室に主受信機を設置すること。

(セ) 構内配電線路・通信線路設備

- ・ 電力、情報通信回線の引込みおよび外灯その他の必要な電気設備・配管配線を設けること。
- ・ 電力、情報通信回線の構内引き込み柱は共用で良い。

(ソ) 弱電設備

- ・ 各室には必要数のコンセントを設置すること。容量等は別紙「ルームデータシート」を参考とすること。

(タ) 防犯設備

- ・ 窓などの開口部を含めた施設外周全体について、適宜防犯設備（別途機械警備）を設けることが出来る計画とすること。
- ・ 要求のある箇所には、カード式等あるいはテンキー式電気錠等を設置し、防犯性を確保すること。
- ・ 薬品庫は別途施錠でき、保有薬品を適切に管理できるようにすること。

8 空調換気排煙設備

(1) 全般的事項

- ・ 省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
 - ・ 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
 - ・ 地球環境および周辺環境に配慮した計画とすること。
 - ・ 地域の特性を考慮した計画とすること。
 - ・ 計画はルームデータシート、実験機器一覧表、空調エリア図等を参考とする。
 - ・ 機械室、シャフト類は必要最小限とした計画とする。
 - ・ 工事区分にて適宜取合いを行うこと。
- (仮設定 実験装置類は天井下 150 にてダンパー、バルブ止め)
- ・ 機器選定は補正係数、静圧等適正に見込み能力不足がないこと。

(2) 設備項目ごとの事項

(ア) 熱源機器設備

- ・ 基本は不要と考えるが、空調用冷熱源・温熱源及び給湯用熱源を必要とする場合は電気方

式・都市ガス併用方式の比較（省エネ性、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性等）を含めて事業者の提案とする。

（イ）空調設備

- ・空冷ヒートポンプ方式（EHP）を基本とするが、ガスヒートポンプ（GHP）でも可とする。比較表（熱源同様）により提案とする。
- ・各室の用途に即した室内環境を考慮した空調システムを計画する。方式は事業者の提案によるものとする。
- ・各部屋の条件（運用時間、温度・湿度設定等）を考慮し、個別運転が可能であること。
- ・室内用途により全外気空調方式・循環空調方式を提案すること。
- ・一般エリア、実験エリア（一般、BSL2, 3、クリーンルーム）、部門、各階ごと等適正な系統わけを行い提案すること。BSL、実験動物、クリーンルームはガイドラインに即した計画とする。恒温・恒湿の場合は再熱除湿（露点制御、再熱コイル方式）等適宜計画すること。各室用途に即して室内間の気流（陰圧・陽圧）を考慮すること。
- ・フィルター仕様は室内環境、清浄度に即した適正な仕様を提案すること。

（ウ）換気設備

- ・各室用途に即した換気方式（換気風量含め）を提案すること。法令に即した換気量、適正な換気回数を設定し、給気と排気のバランスを考慮すること。
- ・24 時間換気（シックハウス）、浮遊粉塵、室内環境特性を考慮する。
- ・排気の用途に即して臭気、熱、湿気、有機ガス、放射線物質、等確認し必要に応じて適正な排気処理装置を計画し提案すること。
- ・フィルター仕様は防虫、塵埃、室内環境、清浄度に即した適正な仕様を提案すること。
- ・実験装置類の取合いは天井取合いとする。
- ・局所排気装置などを適切に設置し、作業空間の安全性を確保すること。

（エ）排煙設備

- ・自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。
- ・排煙設備指針に即した設備とすること。

（オ）中央監視、自動制御設備

- ・建築設備用の中央監視装置を総務事務所にメインを設置する。各部署事務所に各部署専用の子機を設置する（機器操作、運転管理、異常・故障・警報、スケジュール管理、各種計量等）。
- ・エアコンは集中リモコンと手元リモコンとする。総務事務所は共用エリア、各部署は各部署の専用エリアとして部署の事務所に設置する。
- ・各設備の必要な自動制御を計画する。

9 給排水衛生設備

(1) 全般的事項

- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
- ・更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ・地球環境および周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・雨水等の再利用を可能な限り計画すること。
- ・地域の特性を考慮した計画とすること。
- ・計画はルームデータシート、実験機器一覧表、空調エリア図等を参考とする。
- ・機械室、シャフト類は必要最小限とした計画とする。
- ・工事区分にて適宜取合いを行うこと。

(仮設定 実験装置類は天井下 150 にてダンパー、バルブ止め)

- ・機器選定は補正係数、揚程等適正に見込み能力不足がないこと。

(2) 設備項目ごとの事項

(ア) 給水設備

- ・給水方式は、事業者の提案によるものとする。
- ・外部水栓等についても凍害対策に配慮した計画とすること。
- ・実験装置類の取合いは、天井下 GV 止めとする。

(イ) 排水設備

- ・給水負荷変動に配慮した計画とすること。害虫、臭気が無いよう適正なトラップ装置を計画すること。
- ・一般排水、雨水、空調ドレン、実験排水の系統分けをすること。
一般排水は雑排水、汚水、湧水、実験室手洗器等
実験排水は実験エリア流し類、実験装置排水（ドレン含む）、排気処理装置ドレン、緊急シャワー等※実験排水は排水処理（中和処理装置）とする。
BSL3 の流し排水は滅菌後排水処理とする。
- ・一般排水、空調ドレン、排水処理後の排水は建屋外で合流し下水放流とする。
雨水と排水は敷地最終升までは分流とする。
- ・配管仕様は常温、高温にて適宜提案すること。実験排水は腐食の無いこと。
- ・実験装置類の取合いは床上ホッパー受とする。

(ウ) 都市ガス設備

- ・実験室の必要個所に供給する。
- ・空調用、給湯用に利用する場合は比較表（熱源同様）にて提案すること。

(エ) 衛生器具設備

- ・器具類は節水型、省エネ、抗菌仕様とする。

- ・清掃等維持管理に考慮して選定すること。
- ・原則として洋式便器とすること。
- ・トイレの小便器は自動洗浄とし、洗面器は自動水栓とすること。
- ・緊急シャワーは洗眼付きとし、薬品をかぶった等の際に洗い流す物であり緊急時に必要諸室からスムーズに利用できる配置とする。「ANSI Z358.1」の基準に合致した仕様とすること。

(オ) 給湯設備

- ・各所必要個所に給湯器を設ける。方式は電気を基本とするがガス方式でも可とする。
- ・各所のトイレの手洗いにも給湯設備を設けること。
- ・故障リスクを考え各所個別を基本とするが各箇所の給湯量、利用頻度等を考慮し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
- ・各機器は保守点検の容易さに優れた機器および器具を採用すること。

(カ) 消防設備

- ・消防関係法令に準拠した適切な消防設備を設置すること。
- ・GLP 書庫には N2 消火設備を設けること。
- ・

(キ) その他設備

- ・特殊ガス、エアールーム、窒素発生装置等実験に関わる設備は別途工事とする。

10 エレベーター設備

(1) 全般的事項

- ・エレベーターを1台以上設置すること。
- ・職員および来訪者の動線に配慮した配置計画とすること。
- ・エレベーターのかごは、車いす、視覚障害対応型とすることとし、停電時自動着床、火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
- ・エレベーターは機器の搬出入にも利用するため、かご内寸法は1,300mm×2,300mm程度、積載荷重は1,300kg程度以上とすること。

11 外構計画

(1) 撤去工事

- ・別紙○「解体撤去参考図」に従い、敷地内の工作物を撤去処分すること。
- ・建物配置に支障となる樹木の撤去処分を行うこと。

(2) 舗装道路

- ・構内道路、駐車場は透水アスファルト舗装とし、CBR試験を行い4tトラックの通行に支障のない仕様とする。

- ・メインエントランス前（大庇下など）は、景観に配慮した舗装材を用いること。なお、雨天時の防滑性に配慮して選定すること。
- ・緑地や舗装材の切替え部には、縁石を設けること。

(3) 駐車場・駐輪場

- ・メインエントランス側には、25 台程度の駐車場（内 1 台は身障者用）を設けること。なお、身障者用はエントランス付近に設けること。
- ・通用門側には、公用車 4 台の駐車場と廃棄物回収車が駐車できるスペースを確保すること。
- ・駐車場は、融着塗料によるライン引きと、車止め（低車高タイプ）を設置すること。
- ・駐輪場は、バイク、自転車が合計 15 台止められるようにし、屋根を設置すること。

(4) 排水

- ・敷地外に雨水が直接流出しないよう、排水側溝と水勾配を設けること。なお、雨水は自然勾配で排水する計画とすること。
- ・人・車両の動線上にある側溝や会所桧には、細目ノンスリップのグレーチングふたを設置すること。特に、車両動線上の排水施設に設けるふたは、ボルト止かつ車両重量に耐えうるものとする。

(5) 囲障、門扉

- ・通用門には門扉と通用扉を併設し、門扉の引き込み部にはコンクリート製の門堀を設けること。
- ・敷地外周（範囲は〇〇図参照）の既存フェンスは撤去し、H1,500 のメッシュフェンスに更新すること。

(6) 緑地

- ・景観に配慮し、適宜緑地を設けること。
- ・前面道路側の既存生垣を残置する場合は、剪定、除草を行うこと。撤去する場合は、既存同等の生垣を復旧すること（縁石、土壌共）。
- ・傾斜地の除草と、センターの障害となる樹木の伐採、枝打ちを行うこと。

1.2 施工計画

事業者は、施工計画について、以下の内容に従うこと。

事業者は合理的かつ経済性に配慮した施工計画を立案遂行すること。

(1) 工事用動線

- ・敷地周辺の状況を踏まえ、周辺住民等の安全・安心を確保した計画とすること。

(2) 現場事務所等

- ・現場事務所には監理事務所・会議室を設置し、定期的に県と協議を行いながら工事を進めるこ

と。

(3) 工事用借地

- ・ 工事期間中に計画地北側の敷地を資材置き場等として利用したい場合は、事業者が主体となり土地所有者と協議すること。

なお、当該敷地では、別途利活用計画の検討が行われているため、資材置き場等としての利用が約束されるものではない。

滋賀県衛生科学センター整備事業 工事区分表（検討中の案）

項目	詳細	本事業（事業者）					別途工事 （県等）	備考
		建築	電気	空調	衛生	機器設備		
基本事項	敷地内残置物撤去(外構・植栽)	○						
	敷地内残置物撤去(携帯基地局)						○	
	開発工事							なし
	電波障害調査	○						デジタル放送（事前・事後）
	電波障害対策工事	○					○	工事期間中の仮設物に対する電波障害対策は本事業（事業者）
	地中障害物撤去搬出工事	○					○	契約前に確認できる埋設物は建築工事（事業者）
	土壌汚染対策工事費						○	
共通	工事用電力・上下水道・都市ガス	○						
	工事用電力・上下水道・ガス料金	○		○	○			使用工事別
	本設電力引込工事		○					
	本設上下水道引込工事				○			
	本設都市ガス引込工事				○			
	引渡までの電力・上下水道・都市ガス使用料金	○	○	○	○			各工事別試運転用も含む
	電話・LAN本設引込工事		○					
機械基礎	工事上の各種申請届出費用	○	○	○	○			各工事別
	機械基礎（仕上げ含む）	○						設備に係るコンクリート基礎（別途工事機器含む） ※鋼製架台は各設備工事
躯体貫通	同上アンカーボルト・箱入れ・埋込み		○	○	○		○	各工事別 別途工事機器は別途工事（県等）
	地中梁の連通管・通気管・人通路・補強	○						
	RC造地中梁貫通スリーブ	○	○	○	○			各工事別
	同上補強（100mmφを超えるもの）	○						
	床・壁の貫通スリーブ・箱入れ	○	○	○	○			各工事別
	同上補強（長辺150mm角を超えるもの）	○						
躯体以外の開口・貫通	各貫通穴あけ個所の穴うめ・補修	○	○	○	○			各工事別
	（工場製作間仕切）開口・取付け枠・補強	○	○	○	○			各工事別
	（現場製作間仕切）開口・取付け枠・補強	○	○	○	○			各工事別
	間仕切壁開口部の穴うめ・補修	○	○	○	○			各工事別
	天井付各種器具の開口・取付け枠・補強	○						
	壁・床の直付各種器具取付け枠・補強	○	○	○	○			各工事別
	ブロック・れんがの設備機器取付け用開口・取付け枠・補強	○						
点検口ガタリ	ALCパネル・押出成形セメント板・穴あきPCパネルの壁開口・補強	○						
	外壁取付けガタリ	○						
	同上接続用アングル・防鳥ネット・ホッパー	○						
	同上用チャンバーボックス（接続アングル共）	○		○				
	ベントキャップ			○	○			
	レターンガタリ			○				
	ドアガタリ	○						
排水工事	点検口（天井・床・壁）	○						
	敷地内雨水排水工事	○						
	屋内雨水排水工事	○						
	敷地内汚水排水工事				○			
	屋内汚水排水工事				○			
	RC造オイル・グリストラップ一式	○						
便所・湯沸室など	オイルトラップ（既製品）	○						
	流し台・吊戸棚・洗面化粧台	○			○			
	同上給排水管接続				○			
	給茶器・冷水器						○	
	同上給排水管接続				○		○	天井・床（GV止め、排水ホッパー受け）にて取合い以降機器接続は別途工事
	ステンレス製・陶製流し	○			○			
	電気・ガス湯沸器（配管接続とも）				○			
	同上一次側電気配管・配線		○					
ピット・マンホール・水槽など	化粧鏡・棚・握り棒	○						
	小物入れ（女子便所）	○						既製品
	液面電極棒取付座			○	○			各工事別
	各種満減水警報・液面電極棒取付け			○	○			各工事別
	同上電気配管配線		○					各工事別
	同上オーバーフロー・通気管取付け			○	○			各工事別
屋外マンホール	屋内マンホールの躯体・铸铁ふた・化粧ふた	○						
	屋外マンホールの躯体・铸铁ふた	○	○		○			各工事別
	屋外マンホールの化粧ふた	○						

滋賀県衛生科学センター整備事業 工事区分表（検討中の案）

項目	詳細	本事業（事業者）					別途工事 （県等）	備考
		建築	電気	空調	衛生	機器設備		
設備工事など	電動機・同取付け			○	○			各工事別
	一般制御盤・電動機端子までの電気配管配線		○					
	機器付属制御盤・二次側電気配管・配線			○	○			各工事別
	各種機器の接地工事（冷凍機・ボイラー・パッケージ・ポンプユニットも含む）		○					
	冷凍機・冷温水発生機ボイラー・パッケージ等の遠隔操作・故障警報用リレー端子の取付け			○	○			
	同上より監視盤までの電気配管配線工事		○	○				
	空調用自動制御機器・自動制御盤・同取付け調整			○				
	同上間の電気配管配線			○				
	空調用自動制御盤への電源配管配線工事			○				
	同上より監視盤までの電気配管配線			○				
	電話LAN用配管・端子盤		○					
	同上配線・端子		○					
MDF・PBX・電話機		○						
ウェザーカバー・ベントキャップ	○		○	○				
防災消火設備など	消火用ポンプ類（消火栓、SP等）				○			
	同上動力配線工事		○					
	消火栓ボックス				○			
	同上起動用押しボタン・表示灯		○					
	排煙口・ダンパー・給気口・同開放装置	○		○				自然排煙は建築、機械排煙は設備工事
	排煙用化粧ガラリ	○						
	防災監視盤までの配管配線		○					
	排煙窓手動開放装置リミットスイッチ	○						
	同上より防災監視盤までの配管配線結線		○					
	消火器				○			
同上設置用ボックス	○			○			壁埋込は建築、個別設置は設備工事	
地下躯体式消火水槽	○							
防火戸など	防火戸・防火シャッター・防火防煙シャッター・可動式防煙垂れ壁・建具・付属金物・自動閉鎖（開放）装置・作動確認スイッチ・操作スイッチ	○						
	同上運動制御器・電源・予備電源・煙感知器・上記機器間防災盤までの電気配管配線		○					
	シャッター操作ボタン・マグネットスイッチ間の二次側配管配線結線	○						
	防火区画貫通処理		○	○	○			
自動扉	駆動装置・感知装置	○						
	同上間の配管・配線	○						
	同上電源用一次側配管・配線		○					
内部関連工事	造作家具	○						受付カウンター、ベンチ
	プロジェクター・スピーカー・スクリーン本体	○						移動式の場合は別途
	掲示板・ホワイトボード（下地固定のもの）	○						移動式の場合は別途
	集密書架					○		
	ブラインド	○						
	カーテンレール・カーテン	○						
	ブラインドボックス・カーテンボックス	○						
サイン	○	○						
実験什器機器	実験什器・実験機器						○	実験装置類、実験台、実験台組込流し、ドラフトチャンバー、安全キャビネット等 別途実験機器リストによる
	同上用基礎工事、固定用アンカー、アンカー設置工事	○					○	コンクリート基礎は建築工事（事業者）
	同上給排気機器、排気処理装置			○				
	同上用電源盤までの一次側電気工事		○					
	プレハブ冷凍庫・冷蔵庫					○		室外機、配管含め別途冷凍・冷蔵庫工事
	同上用電源盤までの一次側電気工事		○					
	コッペラー本体及び設置工事						○	
	同上用基礎工事、固定用アンカー、アンカー設置工事						○	
	同上用電源盤までの一次側電気工事		○					
	コッペラー以降のエア配管工事（タンク・ヘッダー他含む、床インフラ供給BOXまで）						○	
実験什器・実験機器へのエア配管接続工事						○		
実験機器、実験台、付帯設備への給排水、都市ガス、ダクト工事			○	○		○	天井・床（GV止め、排水ホッパー受け、ガスコック止め、ダンパ止め）にて取合い以降別途実験機器側工事	

滋賀県衛生科学センター整備事業 工事区分表（検討中の案）

項目	詳細	本事業（事業者）					別途工事 （県等）	備考
		建築	電気	空調	衛生	機器設備		
実験什器機 器（続き）	特殊ガス						○	
	同上配管、ポンプ						○	
	排水処理施設に関する躯体類一式	○						
	排水貯留水槽（地下躯体式）	○						
	排水処理機器および同据付					○		
	排水処理施設内の空調換気設備			○				
	排水処理設備制御盤、同据付					○		
	同上までの動力配線工事		○					
	同上制御盤から各排水処理機器までの動力および制御配線工事					○		
同上配管工事				○	○		給水は天井取合い（GV止め）、装置廻り配管は全て別途排水装置側工事、処理以降の排水は排水桝にて取合い	
その他	雷保護設備・同接地工事	○	○					構造体利用統合接地採用
	植栽工事	○						
	同上散水栓設備				○			
	舗装工事	○						
	門塀工事（フェンス・ポール・チェーンなど）	○						
	交通標識（路面融着表示含む）	○						
	郵便・新聞受け	○						
	定礎板	○						
	電気錠（扉に組み込み）	○						通電金具、扉内配線含む
	防犯警報接点出力錠（扉に組み込み）	○						
	電気錠制御盤	○	○					
	同上間の配管		○					
	同上間の配線、調整	○	○					建具枠内の配管・試験調整は建築
	防犯設備、配線		○				○	建屋の機械警備は別途工事（県等）
	同上用配管		○					
昇降機	○							
同上電源用一次側配管・配線		○						
防災監視盤までの配管配線		○						

業務契約締結後の提出書類(検討中の案)

区分	提出書類	部数
契約後	1. 管理技術者通知書	
	2. (設計業務)設計業務管理技術者通知書	
	3. (設計業務)各設計主任技術者通知書	
	4. (施工業務)監理技術者通知書	
	5. (工事監理業務)工事監理業務管理技術者通知書	
	6. 業務工程表(全体)	
着手時	1. 設計業務着手届	
	2. 設計業務工程表	
	3. 設計業務計画書(下記の事項を記載すること。) ① 業務内容 ② 業務遂行方針 ③ 業務詳細工程 ④ 業務実施体制及び組織図 ⑤ 担当技術者等一覧表及び経歴書 ⑥ 協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書 ⑦ 業務フローチャート ⑧ 要求水準確認計画書 ⑨ 技術提案実施計画書 ⑩ 打合せ計画 ⑪ もの決め工程表 ⑫ その他、発注者が必要とする事項	

基本設計成果品(検討中の案)

種類	成果品図書	部数	概要
1. 共通図 A3版	① 表紙		
	② 基本計画説明図		
	③ 事業用地案内図		
	④ 配置図		
	⑤ 面積表		
2. 建築(意匠)設計図 A3版	① 建築計画概要書		
	② 仕様概要書		
	③ 配置図		
	④ 平面図(各階)		
	⑤ 立面図(各面)		
	⑥ 断面図		
	⑦ 矩形図(主要部)		
	⑧ 仕上表		
	⑨ 各室面積表		
	⑩ 求積表および面積表		
	⑪ 屋外整備計画図(外構・植栽等の計画図)		
	⑫ 防火区画図		
	⑬ 日影図		
3. 構造設計図	① 構造計画概要書(基本構造計画案を含む。)		
4. 電気設備設計図 A3版	① 電気設備計画概要書		
	② 照明設備計画概要書(照度分布図を含む。)		
	③ 配置図		
	④ 各設備系統図		
	⑤ 各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)		
	⑥ 各室必要設備諸元表		
5. 機械設備設計図 A3版	① 空気調和設備計画概要書		
	② 給排水衛生・都市ガス・消火設備計画概要書		
	③ 各室必要設備諸元表		
	④ 主要機器リスト		
	⑤ 各設備系統図		
	⑥ 各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)		
6. 昇降機設備設計図 A3版	① 昇降機設備計画概要書		
	② 配置図		
	③ 各設備系統図		
	④ 各階平面図(主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度)		

基本設計成果品(検討中の案)

種類	成果品図書	部数	概要
7. 説明資料	① 基本設計説明書		
	② 意匠計画書		
	③ 構造計画書		
	④ ランニングコスト計算書		
	⑤ 負荷計算書		
	⑥ 電気・機械設備計画書		
	⑦ ユニバーサルデザイン検討書		
	⑧ 採用設備計画比較検討書		
	⑨ 近隣対策検討書(電波障害机上調査書等)		
	⑩ 施工計画書(建設計画、工程計画)		
8. 工事費概算書	① 建築		
	② 外構		
	③ 電気設備		
	④ 機械設備(空調設備、給排水衛生設備、都市ガス設備、消火設備等項目ごとに計上)		
	⑤ 昇降機設備		
	⑥ コスト管理計画書		
9. 鳥瞰図・透視図	① 鳥瞰		
	② 外観内観景観シミュレーション		
10. 備品リストおよびカタログ	① 備品リスト(実験機器・実験什器・一般家具・移転品・廃棄品)		
	② 実験什器機器カタログ		
	③ レイアウトプロット図		
11. その他必要図書	① BEI値計算結果		
	② 関係法規チェックリスト・図および協議書		
	③ 関係機関の協議に基づく各種申請書		
	④ 電波障害調査報告書		
	⑤ その他調査報告書		
	⑥ 要求水準確認計画書・報告書		
	⑦ 技術提案実施計画書・報告書		
	⑧ 各種技術資料		
	⑨ 各種打合せ議事録		

実施設計成果品(検討中の案)

種類	成果品図書	部数	概要
1. 共通図 A1版	① 表紙		
	② 図書目録		
	③ 特記仕様書		
	④ 事業用地案内図		
	⑤ 配置図		
	⑥ 面積表および求積図		
	⑦ 工事区分表		
	⑧ 仮設計画図		
	⑨ 平均地盤算定図		
	⑩ 高低測量図等		
2. 建築(意匠)設計図 A1版	① 仕様書		
	② 仕様概要表		
	③ 仕上表		
	④ 平面図(各階)		
	⑤ 立面図(各階)		
	⑥ 断面図		
	⑦ 矩形図		
	⑧ 平面詳細図		
	⑨ 断面詳細図		
	⑩ 各部詳細図		
	⑪ 展開図		
	⑫ 屋根伏図		
	⑬ 天井伏図		
	⑭ 建具表		
	⑮ 工作物等詳細図		
3. 建築(構造)設計図 A1版	① 仕様書		
	② 標準配筋要領図		
	③ 鉄骨溶接開先基準図		
	④ 土質柱状図		
	⑤ 基礎・杭伏図		
	⑥ 基礎梁・ピット伏図		
	⑦ 各階床梁伏図		
	⑧ 構造軸組図		
	⑨ 杭断面表		
	⑩ 基礎・基礎梁断面表		
	⑪ 柱配置図		
	⑫ 柱断面表		
	⑬ 大梁断面表		
	⑭ 大梁断面表		
	⑮ 床スラブ・壁断面表		
	⑯ 構造各部詳細図		
	⑰ 積載荷重分布図		

実施設計成果品(検討中の案)

種類	成果品図書	部数	概要
4. 屋外整備計画図 A1版	① 外構平面図		
	② 縦横断面図		
	③ 各部詳細図		
	④ 雨水排水計画図		
	⑤ 植栽図		
5. 防火区画図			
6. 色彩計画図			
7. 電気設備設計図 (屋外も含む)	① 仕様書(特記仕様書)		
	② 受変電設備図(機器仕様・結線図、機器配置図、系統図)		
	③ 非常用発電機設備図(機器仕様・結線図、機器配置図、系統図)		
	④ 太陽光発電設備図(平面図、系統図、制御盤図)		
	⑤ 幹線・動力設備図(平面図、系統図、制御盤図)		
	⑥ 雷保護統合接地設備図(機器仕様、平面図、系統図)		
	⑦ 警報監視設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑧ 電灯設備図(平面図、分電盤図、照明器具図)		
	⑨ コンセント設備図(平面図)		
	⑩ 非常照明・誘導灯設備図(平面図、照明器具図)		
	⑪ 構内情報通信設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図、端子盤図)		
	⑫ インターホン設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑬ 監視カメラ設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑭ 入退室管理設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑮ 映像・音響設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑯ 機械警備設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑰ 構内放送設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑱ 自動火災報知設備図(機器仕様・姿図、平面図、系統図)		
	⑲ 各種計算書		
	⑳ その他必要な図書		
8. 機械設備設計図	① 給排水衛生・都市ガス・消火設備図[給排水、給湯、都市ガス、消火等] 仕様書 各室設備諸元表 機器表 衛生器具表 給排水衛生設備配管系統図 給排水設備外構図 給排水衛生設備配管平面図(各階) 給湯設備配管系統図 給湯設備配管平面図(各階) 都市ガス設備配管系統図 都市ガス設備外構図 都市ガス設備配管平面図(各階) 各所詳細図 排水処理設備図		

実施設計成果品(検討中の案)

種類	成果品図書	部数	概要
8. 機械設備設計図(続き)	衛生自動制御設備図 消火設備機器表 消火設備系統図 消火設備平面図(各階) 主要施工要領図 その他必要な設備図 各種計算書及び機器選定 その他必要な図書類		
	② 空気調和設備図[空調・換気、排煙、自動制御等] 仕様書 各室設備諸元表 機器表 空調・換気設備ダクト系統図 空調・換気設備ダクト平面図(各階) 空調設備配管系統図 空調設備配管平面図(各階) 排煙設備ダクト系統図※必要な場合 排煙設備ダクト平面図(各階)※必要な場合 各所詳細図 自動制御設備図 主要施工要領図 その他必要な設備図 各種計算書及び機器選定 その他必要な図書類		
9. 昇降機設備設計図	① 仕様書(特記・設備)		
	② 配置見取り図		
	③ 機械室詳細図		
	④ かご詳細図		
	⑤ シャフト縦断面図		
	⑥ 各部詳細図		
	⑦ 各階平面図		
	⑧ 機器詳細図		
	⑨ 昇降機監視設備図		
10. 消防設備計画書	申請図書類		
11. その他必要な図面	① BELS(ZEB Ready以上)申請関連資料		
12. 設計計算書	① 構造計算書		
	② 電気設備設計計算書		
	③ 照明、音響設計計算書		

実施設計成果品(検討中の案)

種類	成果品図書	部数	概要
12. 設計計算書(続き)	④ 機械設備設計書及び機器選定 空気調和設備設計計算書及び機器選定 給排水衛生・都市ガス設備・消火設備設計計算書及び機器選定		
	⑤ 昇降機設備設計計算書		
13. 工事費内訳書	① 建築		
	② 外構		
	③ 電気設備		
	④ 機械設備(空気調和設備、給排水衛生設備、都市ガス設備、消火設備等 項目ごとに明細計上)		
	⑤ 昇降機設備		
	⑥ コスト管理計画書		
14. 各種申請書類等図書	① 各種申請スケジュール		
	② 建築確認図書一式		
	③ 関係機関の協議に基づく各種申請書(申請があった場合)		
	④ 関係法規チェックリスト・図および協議書		
15. 積算数量算出書、数量調書			
16. 各種技術書	① 雨水排水流量計算書		
	② 省エネ計算書		
	③ LCC計算書		
	④ LCCO ₂ 計算書等		
17. 説明資料	① 実施設計説明書		
	② ユニバーサルデザイン説明書		
	③ 環境対策説明書		
	④ リサイクル計画書		
	⑤ 法的検討書		
	⑥ 室内空气中化学物質の抑制措置検討書		
	⑦ その他提案内容により必要となる説明書等		
	⑧ 施工計画書(建設計画、工程計画、工程表)		
18. 備品リストおよびカタログ	① 備品リスト(実験機器・実験什器・一般家具・移転品・廃棄品)		
	② 実験什器機器カタログ		
	③ レイアウトプロット図		
19. 鳥瞰図・透視図	① 鳥瞰		
	② 外観図(2枚)		
	③ 内観図(5枚)		
20. その他必要図書	① 要求水準確認計画書・報告書		
	② 技術提案実施計画書・報告書		
	③ ライフサイクルコスト計画書(案)・計算書		
	④ 省エネルギー関係資料		
	⑤ 防災計画書		
	⑥ 各種技術資料		
	⑦ 各種打合わせ議事録		
	⑧ その他発注者の指示のあったもの		

建設工事提出書類(検討中の案)

区分	提出書類	部数
着 工 前	1. 工事着工届	
	2. 現場代理人等届※1 健康保険証の写し等、雇用関係の明確になる書類を提示すること。	
	3. 経歴書※2 技術者についてのみ提出すること。押印は個人の印とすること。	
	4. 工事工程表※3関連工事がある場合は関連工事の現場代理人の押印をもらうこと。	
	5. 建設工事下請負人報告書	
	6. 誓約書(下請負人用)	
	7. 契約額による内訳明細書	
	8. 工事現場における緊急時連絡先	
	9. 建設業退職金共済組合の掛金収納所(発注者に提出用のもの)	
	10. 各施工主任技術者(建築・電気・機械設備)通知書	
	11. 総合施工計画書	
	12. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	
	13. 建設廃棄物処理計画書	
	14. 火災保険等証書写し	
	15. 工事保険証書写し	
建 設 期 間 中	1. 月間工程表	
	2. 週間工程表	
	3. 施工計画書の写し(県が求めたとき)	
	4. 施工体制台帳の写し(県が求めたとき)	
	5. 施工体系図の写し(県が求めたとき)	
	6. 電気関係各種届け出書(電気主任技術者、受電申込み、近畿経済産業局へ保安規定の届出等)	
	7. 消防設備関係提出書類(着工届、設置届)	
	8. 施工計画書および施工要領書(各工種)	
	9. 使用材料・機器使用届	
	10. 使用材料・機器搬入・検査報告書	
	11. 施工図等(施工図、製作図、納入仕様書等)	
	12. 製作工程表・もの決め工程表	
	13. 指示・協議等打合簿	
	14. 定例会議打合簿	
	15. 工事月報	
	16. その他(長期休暇届など)	
竣 工 時	1. 鍵および工具等引渡書	
	2. 完成図(工事完成図一式)	
	3. 工事完成写真および工事記録写真	
	4. 検査試験成績書	
	5. 保守点検仕様書	
	6. 取扱説明書	
	7. 保証書	
	8. 官公庁・事業会社等の関係機関の許認可等書類の原本または写しおよびその一覧表	
	9. 確認通知書(計画変更があった場合の計画変更通知書を含む。)	
	10. 建築基準法に基づく検査済証および中間検査済証(中間検査を受けた場合)	
	11. 建築基準法の規定により必要な届出書の副本	

建設工事提出書類(検討中の案)

区分	提出書類	部数
竣工時 (続き)	12. 建築士法に基づく工事監理報告書	
	13. 消防法に基づく検査済証	
	14. VOC(揮発性有機化合物)等分析試験報告書	
	15. 建設廃棄物処理実績報告書(マニフェストE表の写し)	
	16. 完了検査調書(選定事業者によるもの)	
	17. 建設業退職金共済証紙使用内訳書	
	18. そのほか必要となる検査済証、届出書、報告書等	
	19. 什器・備品配置票一式(備品リスト・カタログを含む。)	
	20. 施設の保全に関する資料 (使用材料表・使用機器表、機器納入仕様書、緊急連絡先一覧表、エレベーター取扱要領、建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出リスト、主要な材料・機器一覧表、鍵引渡一覧表)	
	21. 関係機関協議議事録	
	22. 工事日誌	
	23. その他必要図書	
	24. 実施工程表	
	25. 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	
	26. 建設廃棄物処理状況記録(マニフェストD票及びE票の写し、写真)	
	27. 出荷証明書又は納品伝票の写し	
	28. 指示・協議等打合簿	
	29. 定例会議打合簿、週間・月間工程表(押印整理されたもの)	
	30. 工事日誌(日報)	
	31. 官庁届出書・許可証・検査済証	
32. 各種試験測定結果報告書・成績書		
33. 施工図		
34. ライフサイクルコスト計画書		
35. 要求水準確認計画書・報告書(実施確認)		
36. 技術提案確認計画書・報告書(実施確認)		

監理業務提出書類(検討中の案)

区分	提出書類	部数
着手時	監理業務計画書(下記の事項を記載すること。)	
	① 業務内容	
	② 業務遂行方針	
	③ 業務詳細工程	
	④ 業務実施体制および組織図	
	⑤ 担当技術者等一覧表および経歴書	
	⑥ 協力者の概要、担当技術者一覧表および経歴書	
	⑦ 業務フローチャート	
	⑧ 打合せ計画	
	⑨ その他、発注者が必要とする事項	